

＜景観計画変更及び景観条例改正の流れ＞

令和 5 年 9 月

景観計画変更案及び景観条例改正案の作成



告示・縦覧

住民の意見を反映させるため、2 週間の縦覧に供する
(景観法第 9 条第 1 項・あわら市景観条例第 6 条第 2 項)



令和 5 年 10 月 19 日

景観審議会への意見照会

景観計画変更案及び景観条例の改正案について、縦覧時に出た意見を踏まえ、景観審議会において審議 (あわら市景観条例第 6 条)



令和 6 年 2 ～ 3 月

都市計画審議会への意見照会

都市計画区域に係る部分について、都市計画審議会の意見を聴取
(景観法第 9 条第 2 項)

景観計画の決定

各審議会での意見を踏まえ、景観計画を決定



令和 6 年 6 月

景観条例改正案の議案提出

あわら市議会へ景観条例の改正案を提出し審議



条例の公布

改正した条例を公布



計画の告示・縦覧

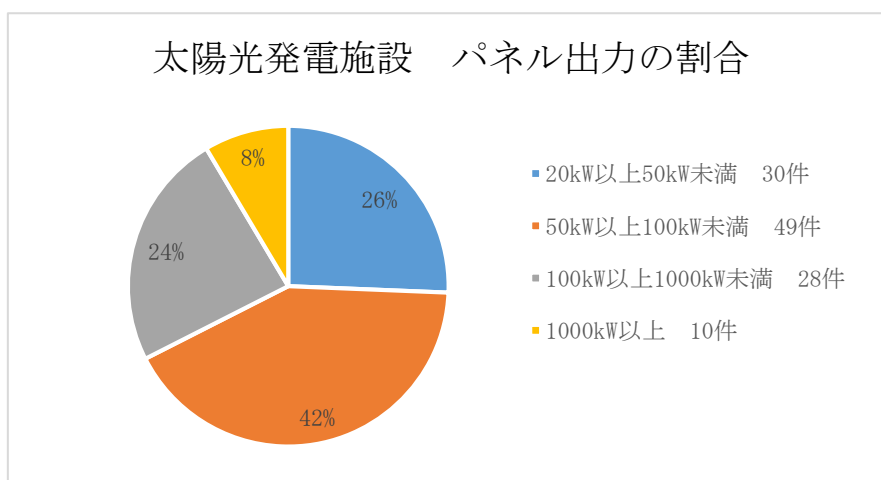
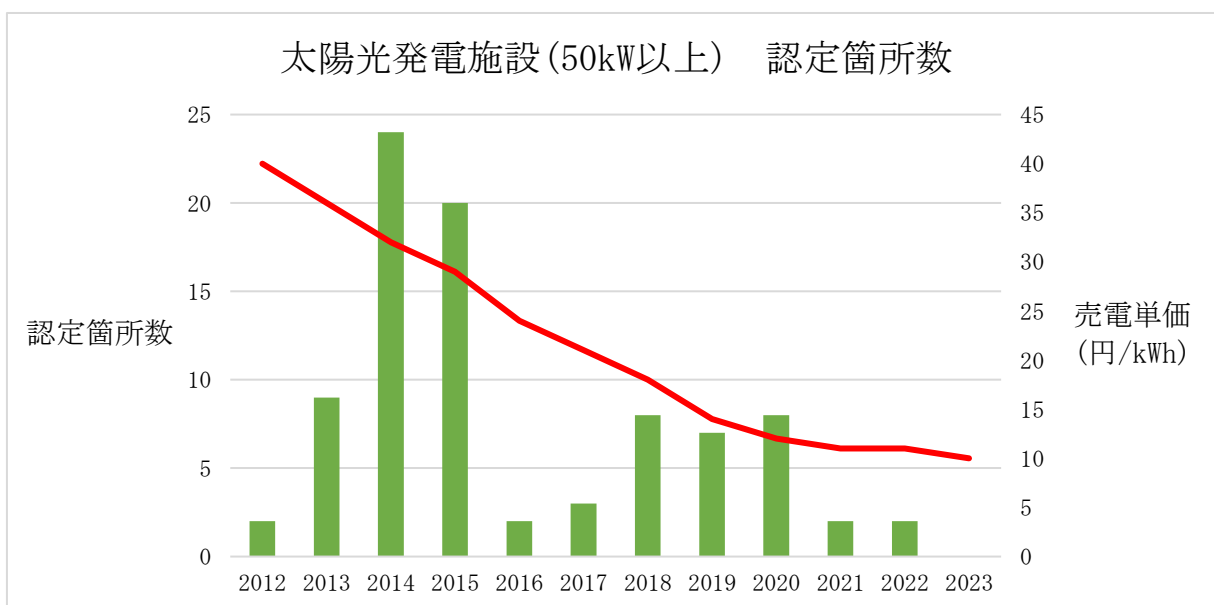
条例の施行日に併せて、決定した景観計画を告示・縦覧

＜あわら市内の太陽光・風力発電施設の現状＞

2023年8月31日現在、あわら市内にはFIT制度の認定を受けた太陽光発電施設（20kW未満を除く）が117箇所、風力発電基が13基ある。FIT制度とは、経済産業省が2012年7月に開始した「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」のことで、売電事業を行うためには発電施設の設備認定を受ける必要がある。対象となる再生可能エネルギーは、太陽光発電、風力発電、水力発電、地熱発電、バイオマス発電の5つである。経済産業省では、これらの再生可能エネルギーの設備認定を受けた事業者をホームページで公表している。

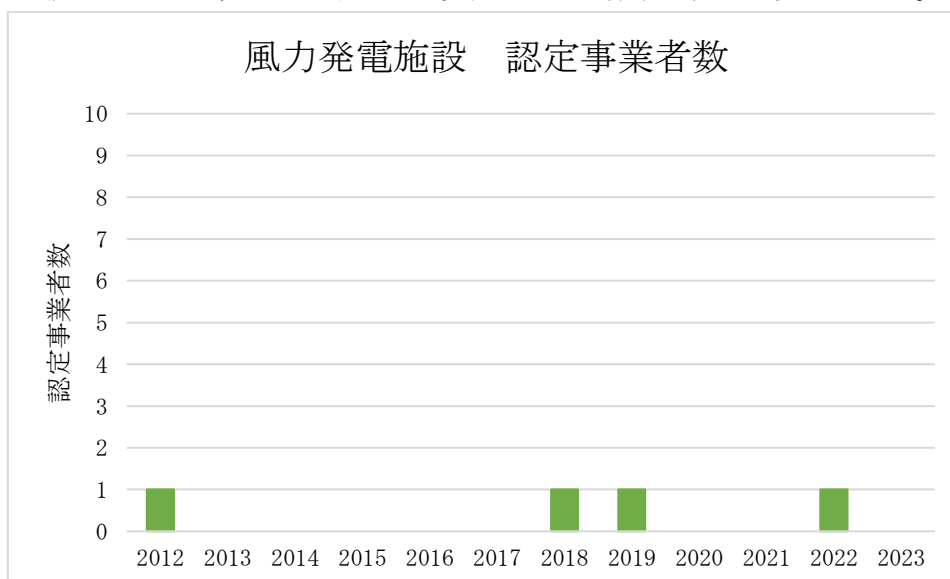
太陽光発電施設

50kW以上の太陽光発電施設について、新規認定は2014年のピークをさかいに減少傾向ではあるものの、現在でも年に数件程度の新規認定がある。また、あわら市内全体では、太陽光発電施設117箇所のうち、50kW以上の施設は87箇所（74%）である。



風力発電施設

風力発電施設については、あわら市内では現在4つの事業者が認定を受けている。



風力発電機の設置位置

稼働中の発電機は北潟周辺に10基、波松周辺に3基の13基が設置されている。また、洋上風力発電について、あわら沖は現在準備区域と指定されており、今後有望区域・促進区域へ指定されると事業者公募・選定、事業開始となる。

<景観審議会のアンケート結果>

平成 30 年度に行った景観審議会では太陽光・風力発電施設の景観上の問題や規制についてのアンケートを行った際に出た意見をまとめました。

太陽光発電施設

1. 管理責任に関すること
 - ・一定規模を超える場合に届出を義務付けるべき
 - ・地元住民への説明会は有益
 - ・稼働終了後に放置されると景観上大きな問題となるため撤去費の積立義務
 - ・稼働終了後の計画は事業認可する部署が判断するべき
2. 設置位置・デザイン等に関すること
 - ・周囲から目立たないように道路からのセットバックや植栽等による目隠しが必要
 - ・パネルの色彩は景観上目立たないものが望ましい
 - ・フレームや架台、パワーコンディショナ等の付属施設の色彩は周囲の景観に配慮したものにするべき
 - ・柵で囲む場合は柵の色も落ち着いた色にするべき
3. その他
 - ・太陽光・風力発電などの再生可能エネルギーも地球温暖化防止には必要である
 - ・景観と再生可能エネルギーの両立が重要

風力発電施設

1. 管理責任に関すること
 - ・一定規模を超える場合に届出を義務付けるべき
 - ・地元住民への説明会は有益
2. 設置位置・デザイン等に関すること
 - ・整然と並んだ風車なら一概に景観を乱すとは言えない
 - ・風景に溶け込むように、風車部の色彩制限が必要

<景観届出の対象規模>

・太陽光発電施設

電気事業法では 50kW 以上の太陽光発電施設は高圧連携による大規模発電所とみなされ、電気主任技術者の選任やキュービクルの設置義務が生じるなど、設備の規模も大きくなる。そのため、50kW 以上に必要な面積とされる**築造面積が 500 m²を超える**場合とした。

※パワーコンディショナにより出力を 50kW 未満に抑えた場合も対象

・風力発電施設

現在の届出対象である**高さ 13m を超える**工作物と同様とした。

<太陽光発電施設の対象エリア及び景観形成基準について>

あわら市景観計画区域を下記の5つのエリアに分け、エリア毎に景観形成基準を定めます。

【対象エリア】



- 市街地エリア (市)
- 農村集落エリア (農)
- 森林エリア (森)
- 丘陵地エリア (丘)
- 田園エリア (田)

※あわら市景観計画の景観形成方針図から、5つのエリアを選定
 景観形成基準の厳しさは市街地エリア、農村集落エリア>田園エリア>丘陵地エリア・森林
 エリアとしている。

※ () 内は省略。以下、エリアは省略で表記する。

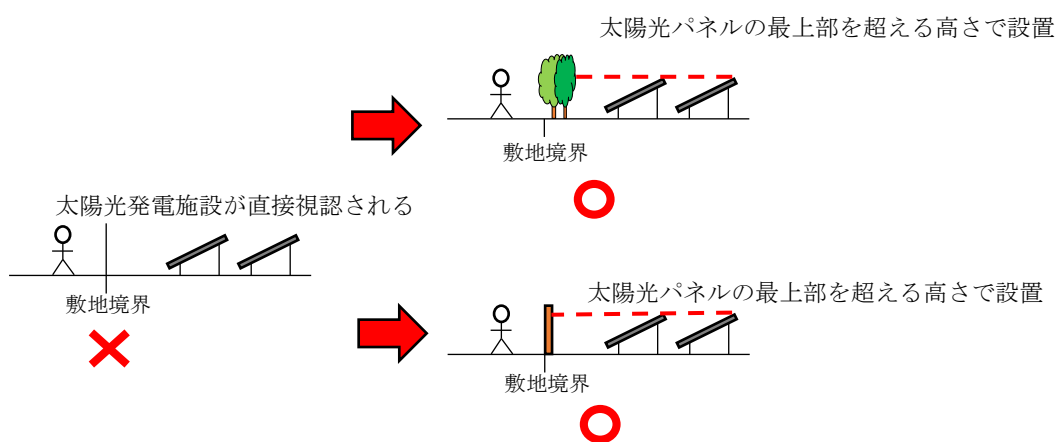
【景観形成基準】

1 地上に設置する場合

地上に設置する場合は、次の①目隠し、または②色彩の措置を行うこと。

- ①太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。
目隠しの高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。

【対象エリア：市、農】



フェンスのみの場合



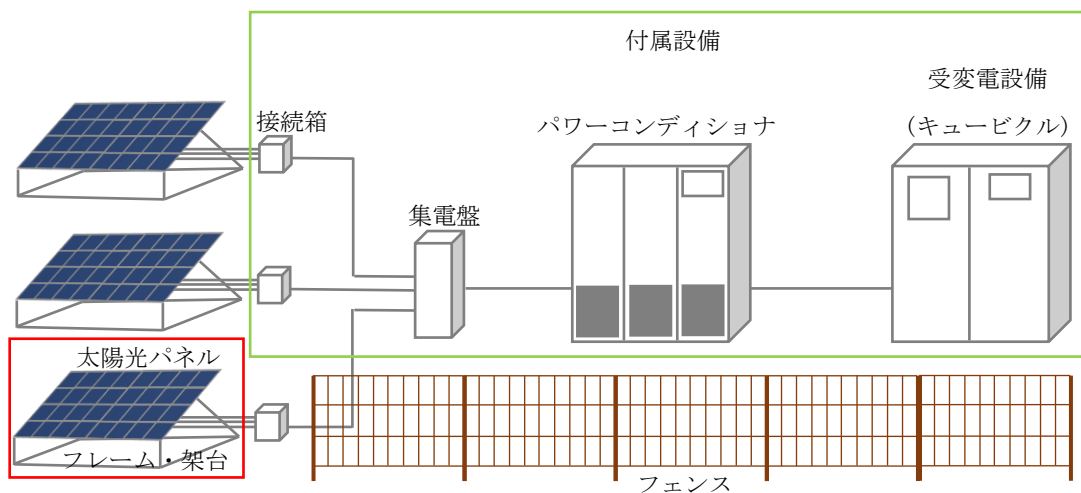
ルーバーを設置した場合



植栽した場合

②太陽光パネル及びフレーム・架台の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の青色で低反射の目立たないものを使用し、パワーコンディショナ等の付属設備及びフェンスの色彩は低明度・低彩度の灰色若しくは茶色の中から周囲の景観と調和した色彩を選ぶこと。【対象エリア：市、農】

<太陽光発電施設の主な構成例>



<使用可能な色彩範囲(マンセル値)>

対象施設	色彩	色相	明度	彩度	色彩例
太陽光パネル フレーム 架台	黒色	-	1.0~3.0 未満	-	■ N1.0
	青色	B(青) PB(青紫)	4.0 以下	2.0 以下	■ ■ 5B2.0/1.0 5PB3.0/2.0
付属設備 フェンス	灰色	-	3.0~4.0	-	■ ■ N3.0 N4.0
	茶色	R(赤) YR(黄赤)	4.0 以下	2.0 以下	■ ■ 5YR2.0/1.0 10R3.0/2.0

2 勾配屋根に設置する場合

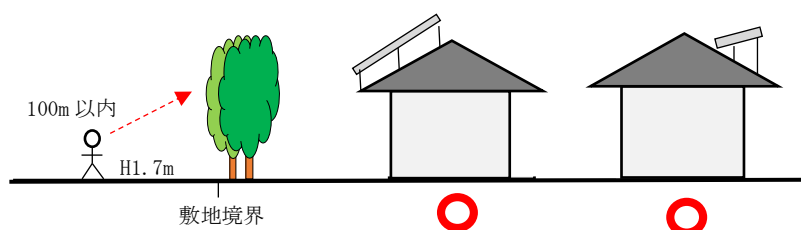
勾配屋根に設置する場合は、次の①目隠し、または②設置及び③色彩の措置を行うこと。

※但し、市街地及び農村集落は、①または②+③の組み合わせ措置を行うこと

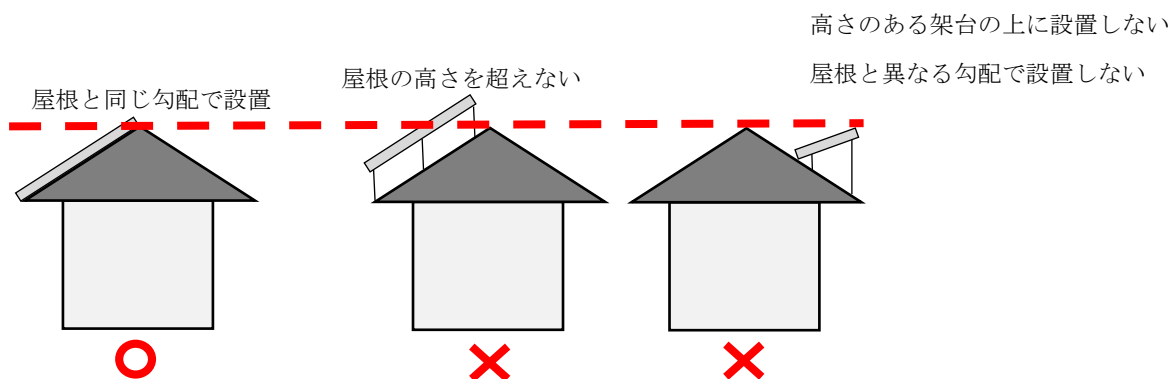
- ①太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。
植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。

【対象エリア：市、農、田】

※地上設置の場合とは異なり建築物に設置する場合は太陽光パネルから100m以内にある道路や公園等の公共空間から視認される場合を対象



- ②屋根の形状を変えないように屋根と同じ傾斜で一体化して設置すること。また、屋根の高さを超えて設置しないこと。【対象エリア：市、農、田】



屋根と一体化して設置した場合



屋根形状と異なる設置をした場合

③太陽光パネル及びフレーム・架台の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の青色で低反射が目立たないものを使用し、パワーコンディショナ等の付属設備及びフェンスの色彩は、低明度・低彩度の灰色若しくは茶色の中から周囲の景観と調和した色彩を選ぶこと。

【対象エリア：市、農】

→地上に設置する場合の②と同基準

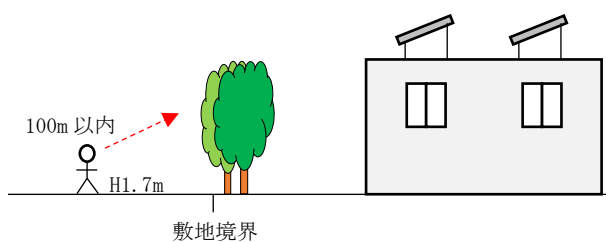
3 陸屋根に設置する場合

陸屋根の建築物に設置する場合は、次の①目隠しまたは②設置の措置を行うこと。

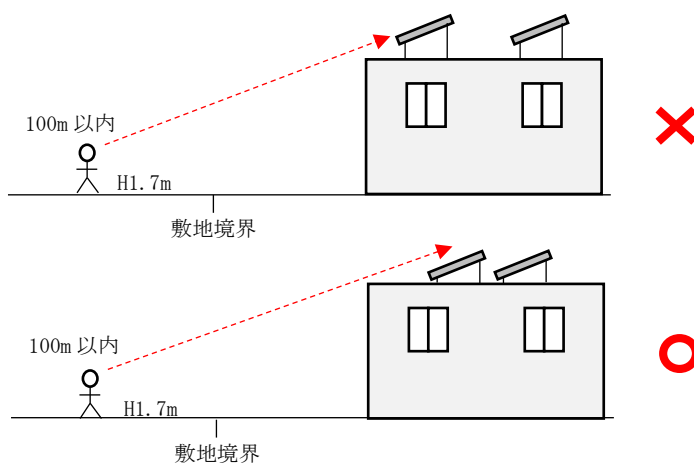
①太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。

植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。

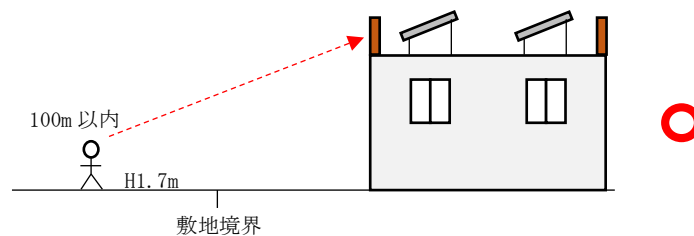
【対象エリア：市、農、田】



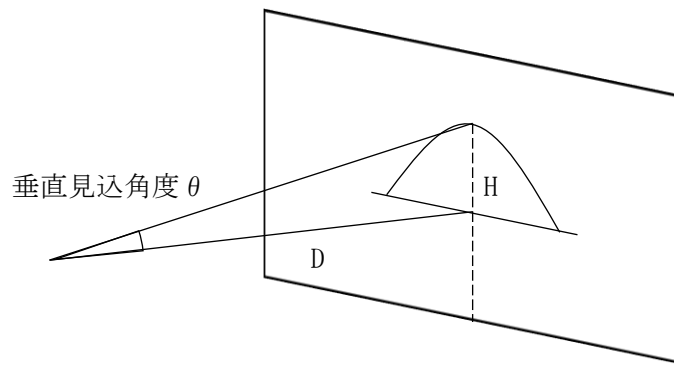
②道路や公園等の公共空間から視認できないような高さ・配置とするか陸屋根上にルーバー等の目隠しを行うこと。【対象エリア：市、農、田】



隣接する公共空間から視認できないような高さ・配置とした場合



陸屋根上にルーバー等により目隠しを行った場合



太陽光パネルの高さを 3.0m とした場合の距離別垂直見込角度は以下の通り

太陽光パネル までの距離 : D	太陽光パネ ルの高さ : H	垂直見込角 度 : θ
50m	3.0m	3.43°
100m	3.0m	1.72°
150m	3.0m	1.14°
200m	3.0m	0.85°

垂直見込角度は 1.5° ~2.0° を超えると景観的に気になる可能性があると考えられる。100m 以内を基準とした場合、太陽光パネルの最大垂直見込角度は 1.72° となる。

【参考】太陽光パネルの距離による見え方の変化



パネルからの距離 : 50m



パネルからの距離 : 100m



パネルからの距離 : 150m



パネルからの距離 : 200m

4 傾斜地に設置する場合

- ・ 主要な道路や公園等の公共空間から視認可能な斜面に太陽光発電施設を設置する場合は、向きや傾斜を揃え統一感のある配置とすること。

※主要な道路：国道、県道、市道、広域農道(フルーツライン)



角度に配慮せず設置した場合



一定の角度に合わせて設置した場合



地形に合わせて角度を変えて設置した場合

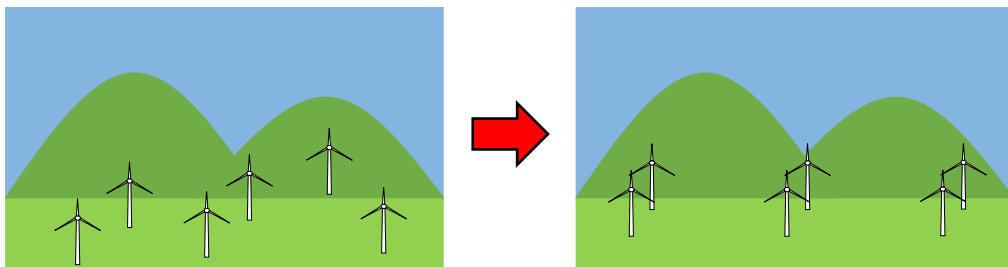
(国立・国定公園内における太陽光発電施設の審査に関する技術的ガイドラインより)

<風力発電施設の景観形成基準について>

風力発電施設のように垂直方向に対して大規模なものは、相当距離が離れた場所からも視認される可能性が高く、景観に影響を与える範囲が広いことから、すべてのエリアに対して景観形成基準を定める。※ブレード天端高が100mを超える風車の場合、10km以上離れた距離から視認される可能性がある

1. 複数設置する場合は、法則性を持たせまとまりのある配置とする。

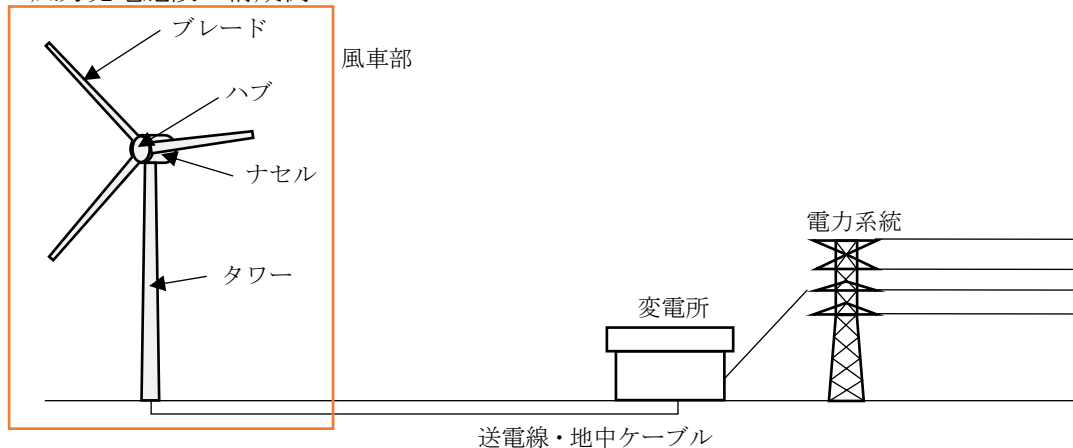
複数の構造物が設置される場合は、構造物の配置の仕方によっても見え方や印象は大きく異なる。等間隔に配置する、直線状に配置する、配列を地形に沿わせる等の措置により煩雑な印象を低減することができる。



2. 風力発電施設のうち風車部（ブレード・ハブ・ナセル・タワー）の色彩は灰色、薄青色、暗茶及び暗緑の中から背景になじみやすい色を選ぶこと。（他法令による着色などは除く）

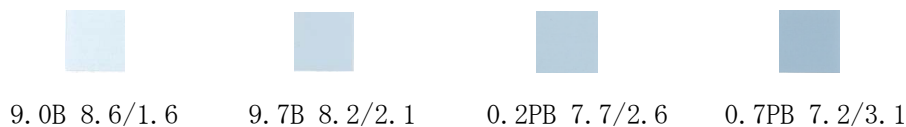
※自然景観に対しては、背景が樹林の場合、茶・緑色になじみやすい色であるが、背景が空や水面等の場合は、灰色等の無彩色や彩度を落とした青系統色のほうがなじみやすい。

<風力発電施設の構成例>



使用可能な色彩範囲(マンセル値)

- ・薄青色：色相 B(青)又は PB(青紫)、明度 3.0～8.5、彩度 1.5～3.5





1. 2PB 6. 8/3. 4



1. 5PB 6. 4/3. 5



1. 7PB 5. 9/3. 4

・ 灰色 : N3. 0~N8. 5



N3. 0



N6. 0



N8. 5



【暗灰】背景が山稜や樹林の場合に調和性が高



【明灰】背景が空の場合、調和性が高い。背景が

く、空の場合にもまずまず。オールラウンド的。

山稜の場合でも「白」より調和性が高い。

・ 暗茶及び暗緑 : 色相 R(赤)~G(緑)、明度 3. 5~5. 5、彩度 3. 0~6. 0



5R4. 0/3. 0



5YR4. 0/4. 0



2. 5Y4. 0/4. 0



10GY4. 0/4. 0



2. 5G4. 0/4. 0



【暗茶】背景が山稜の場合に調和性が高いが、空と



【暗緑】明度・彩度を落とした緑は、樹林景観と

の調和も考慮すると、灰色系統の調和性が高い。

は調和する。

(国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドラインより)

3. 施設周辺の樹木の伐採、造成などの範囲は必要最低限とし、地形改変を極力避けること風力発電施設を設置するための地形の改変は、必要最低限のものとする。

4. 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参考とし、眺望への影響を極力回避・低減すること。

詳細はガイドラインを参照。

<太陽光発電施設のエリア別景観形成基準>

基準 エリア	地上		勾配屋根			陸屋根		傾斜地
	①目隠し	②色彩	①目隠し	②設置	③色彩	①目隠し	②設置	設置
市街地	○	○	○	○	○	○	○	
農村集落								
田園			○	○		○	○	
丘陵地								○
森林								



築造面積 500 m² の太陽光発電施設



あわらし市景観計画【変更案】

令和 年 月【変更】

平成 24 年 3 月

あわらし市土木部建設課

目 次

第1章 景観計画の背景と目的	1
1.景観まちづくりの背景	1
2.景観計画策定の目的	1
3.景観計画区域	2
4.景観計画の構成	6
第2章 良好な景観形成に関する方針	7
1.景観まちづくりの基本理念	7
2.景観まちづくりの基本目標	8
3.骨格的な景観要素の位置づけ	9
4.景観まちづくりの方針	12
第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する方針	24
1.景観形成基準を活用した景観誘導の基本的な考え方	24
2.届出対象となる行為と景観形成基準などによる景観形成の考え方	24
3.届出の対象となる行為	25
4.あわら市全域における景観形成基準	26
5.太陽光発電施設における景観形成基準	28
第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	32
1.景観重要建造物・景観重要樹木の指定の目的	32
2.景観重要建造物の指定の方針	32
3.景観重要樹木の指定の方針	33
第5章 屋外広告物の表示などに関わる景観形成方針	34
1.屋外広告物の景観整備の考え方	34
2.屋外広告物の表示などの制限	34
第6章 景観に配慮した公共施設などの整備の方針	36
1.公共施設整備の考え方	36
2.景観重要公共施設の指定の方針	36
3.景観重要公共施設の整備の方針	36

第7章 景観形成重点地区の指定の方針	38
1.景観形成重点地区の目的	38
2.景観形成重点地区の位置づけ	38
3.景観形成重点地区の整備計画	38
第8章 JR芦原温泉駅周辺地区 景観形成整備計画	40
1.景観形成重点地区の区域	40
2.景観形成の目標と方針	41
3.景観形成の基準	43
第9章 景観まちづくりの推進	48
1.市民と行政の協働による景観まちづくり	49
2.景観形成重点地区の指定と協働の景観づくり	53
3.JR 芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくりの経緯	56
4.推進方策	61
5.景観形成プログラム	67

第1章 景観計画の背景と目的

1. 景観まちづくりの背景

わが国では、これまで経済効率の優先や社会資本ストックの量的充足に力点を置いた都市づくりが進められ、成熟期を迎えた諸外国と比べて景観が見劣りすると指摘されてきました。

こうした中、本格的な少子高齢化の到来、長引く経済不況や財政の硬直化、環境問題への関心の高まりなど都市づくりを取り巻く社会経済情勢は大きく変化していることから、景観の美しいまちづくりを進めるためには、行政主導のまちづくりから市民主体のまちづくり、社会資本の量的な拡大から質の向上へと進め、持続可能な都市づくりの視点が重要となっています。

平成 12 年には「安定・成熟した都市型社会」をめざし、都市計画法が抜本的に改正され、平成 16 年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定されました。これは、美しいまちに対する国民的意識の高まりに応えるとともに、観光立国をめざして都市づくりの方向性を美しい国づくりを目指す「美しい国づくり政策大綱」を踏まえたものです。

こうした流れを受けて、全国の地方公共団体が景観行政団体として位置づけられ、それぞれの地域の特性を生かした景観づくりを展開しています。

2. 景観計画策定の目的

あわら市では、積極的な景観行政を推進するため、平成 21 年度から「あわら市景観基本計画」の作成に取り組んでいます。

これからの景観づくりは、市民・事業者・行政が基本的な方向性や情報を共有するための意識づくりや合意形成が必要になります。市民や NPO などの市民団体の主体的な取り組みや事業者の活動を促進するとともに、市民と行政と事業者による協働の景観まちづくりに取り組む必要があります。

「あわら市景観計画」は、「あわら市景観基本計画」に定める景観形成の目標を実現するため、景観法(平成 16 年法律第 110 号)に基づき、地域の景観特性を踏まえ、具体的な行為の制限や景観形成の基準などについて定めます。

3. 景観計画区域

1. あわら市景観計画区域

あわら市の北西部は日本海に面し、越前加賀海岸国定公園に指定された波松海岸が白砂青松の景観をつくり出しています。

東部には加越山地の一部を構成する刈安山・風谷峠・劔ヶ岳を結ぶ標高 500～600m の山林地帯となっており、深い緑の木々による壮大な景観と坂井平野を一望する眺望を有しています。

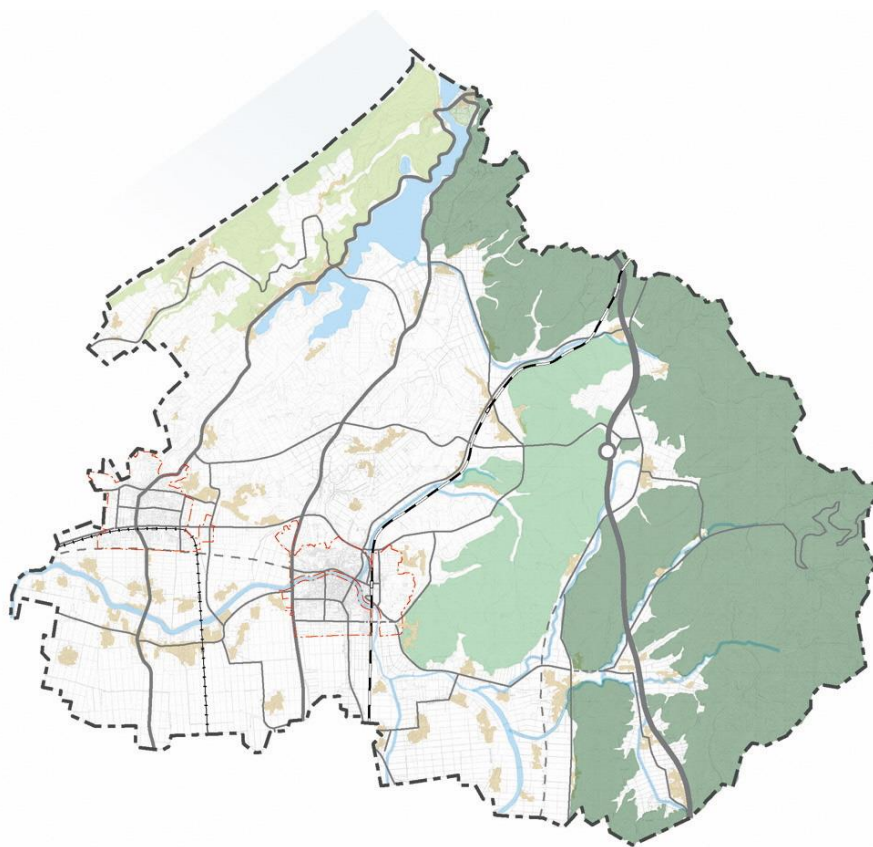
北部には、標高 30m 前後の加越台地が広がっており、畑地・果樹園・芝地などによるなだらかで美しい景観が広がっています。加越台地の中央に北潟湖があり、湖岸の集落や北潟湖畔公園、吉崎御坊跡などと一体的な風景をつくっています。

南部には福井県随一の穀倉地帯である広大な坂井平野が広がっており、農村集落が一体となった田園景観となっています。

中央には、宿場町としての歴史がある金津市街地とあわら温泉がある芦原市街地があります。

田園地帯と金津市街地を貫くように、県下五大河川の一つである竹田川が東西に流れています。

こうしたあわら市の多彩な景観特性を踏まえ、地域の特性に応じた風景の保全や改善により、魅力的な景観を次世代へ継承するため、本計画の対象区域(以下、「あわら市景観計画区域」という。)をあわら市全域とします。



■あわら市景観計画区域の範囲

2. あわら市景観形成重点地区

あわら市景観条例に基づく「景観形成重点地区」として、魅力あるまちづくりを進めるために「あわら温泉地区」「JR 芦原温泉駅周辺地区」を「あわら市景観形成重点地区」として設定します。

こうした重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域については、区域ごとに届出対象行為や行為ごとの景観形成基準などを定め、地域の景観特性と調和した景観をきめ細かく誘導していきます。

今後、良好な景観の形成に関する地域住民の合意形成を図りながら、順次、「景観形成重点地区」の指定・追加・拡大を行います。

① あわら温泉地区景観形成重点地区

本地区は、坂井平野の北部に位置し、開湯 140 年を超える県内随一の温泉街です。温泉街は、広大な田園地帯に立地し、中高層の大型旅館と商店、一般住宅が混在する市街地景観となっています。

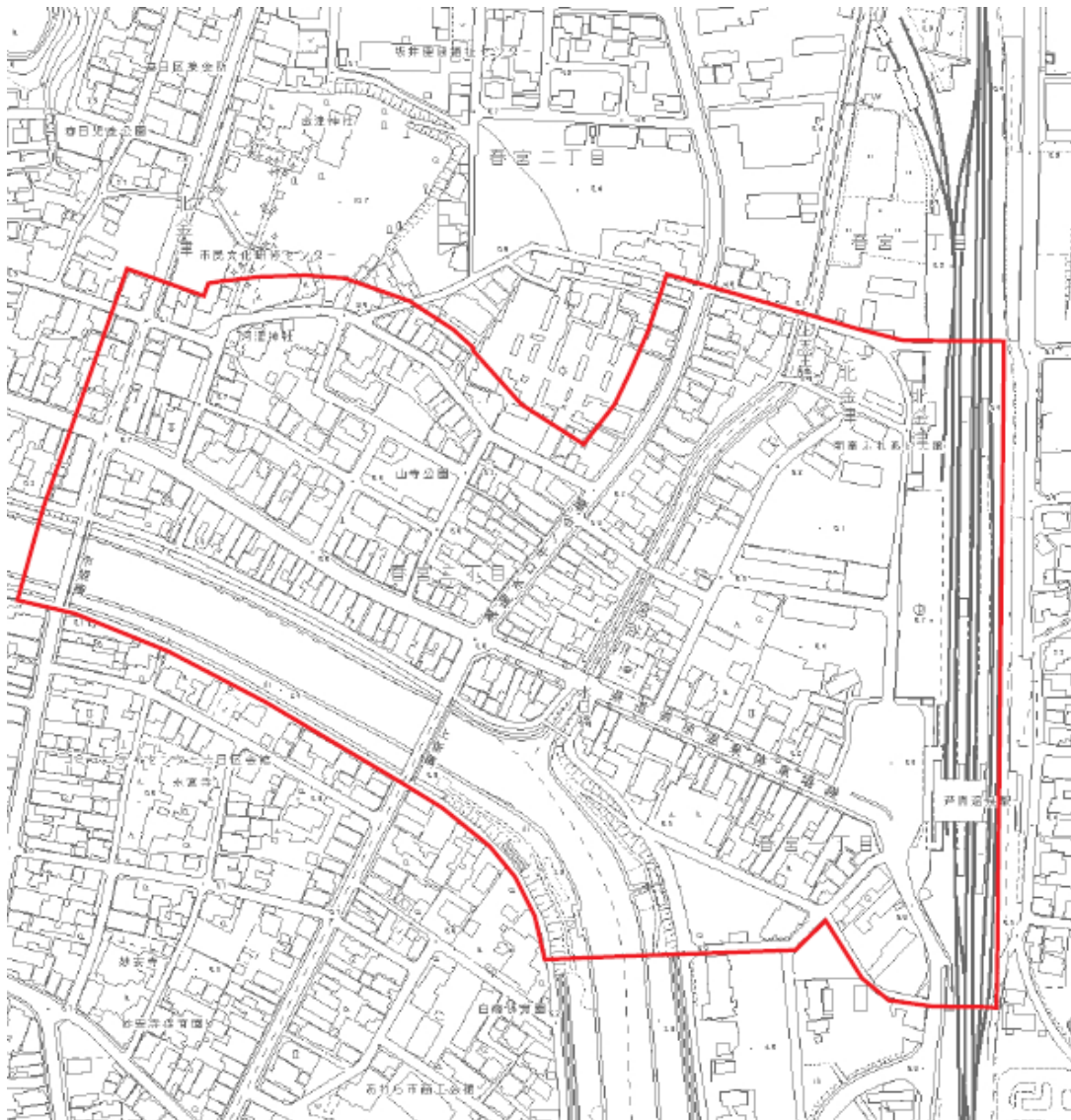
温泉街としてのまとまりをもたせ、重点的・継続的な建築物の規制・誘導や景観整備を行っていく区域を景観形成重点地区として設定します。



② JR 芦原温泉駅周辺地区の概要と範囲

本地区は、金津市街地に位置し、JR 芦原温泉駅から県道芦原温泉停車場線・県道芦原丸岡線沿線の帯状の地区です。宿場町としての歴史や竹田川、宮谷川など水と緑が暮らしに融け込む市街地景観となっています。

竹田川と一体となった水と緑の景観づくり、本陣飾りや宿場町の歴史を活かした街並み修景など、住民主体の景観まちづくりにも取り組んでおり、重点的・継続的な駅前景観形成や生活に根ざした自然と歴史に融け込む景観整備を進める景観形成重点地区として設定します。



3. 沿道景観重点地区

あわら市の景観を代表するシンボル軸として、「市道芦原金津線」と「都市計画道路金津三国線」があります。両路線は、芦原温泉街と金津市街地の間を結ぶ道路であり、本市のイメージを代表する路線として、看板や建築物等の適正な規制・誘導を行い、街路樹の剪定のあり方など望ましい景観を設定することとします。

●市道芦原金津線

「市道芦原金津線」は、国鉄三国線の廃線後に市道芦原金津線として整備され、両側のアメリカフウの等間隔の街路樹と周辺の田園風景はあわら市特有の農村景観となっており、温泉街に向かう来訪者や市民からも評価が高く、あわら市をイメージ付ける重要な路線となっています。

本路線は「あわら市都市計画マスタープラン(平成 18 年度)」において、都市景観シンボル軸として位置付けられ、屋外広告物等の規制と街路樹の保全・創出を図ることとしています。

●都市計画道路金津三国線

「都市計画道路金津三国線」は、南部平坦地の広大な田園風景の中を走っているが、あわら市の田園風景をイメージ付ける重要な路線です。

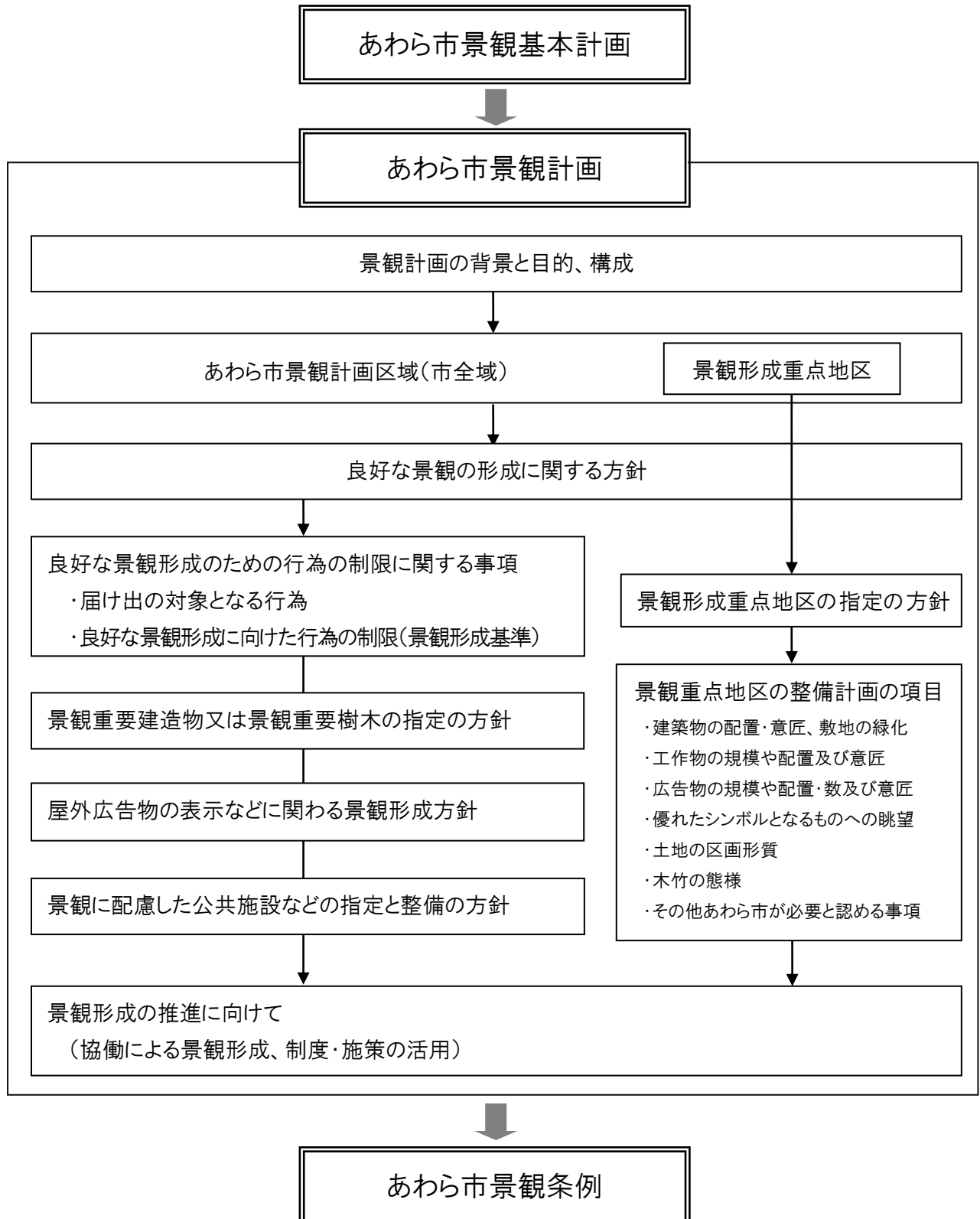
本路線は、「あわら市都市計画マスタープラン(平成 18 年度)」において、シンボル軸として位置付けられ、無秩序な開発の抑制と景観を阻害する看板等の規制を図ることとしています。

4. 景観計画の構成

景観計画では、あわら市景観計画区域において、景観法の各種制度を活用して、届出行為対象や行為ごとの景観形成基準を定めることができます。

あわら市景観計画区域内では景観計画に基づき、良好な景観の保全・形成のため、景観を著しく阻害する大規模な建築物や工作物などの建築を抑制し、適正に規制・誘導することとします。

さらに、景観上重要な地区においては、より積極的に良好な景観形成を図るために、特徴的な景観づくりを進める景観形成重点地区を定め、建築物や工作物の形態意匠など、総合的な規制を行います。



第2章 良好な景観形成に関する方針

1. 景観まちづくりの基本理念

景観は、先人から受け継いできた自然や歴史文化、産業活動や日々の暮らしが形として表現されたもので、そこに住む市民が守り、創り出す生活風景であり、まちを愛する心の源となるものです。

自然や地域ごとの風土を背景に、今生きている人々が美しい景観を守り、創り、次世代への継承をめざし、以下に景観まちづくり基本理念を定めます。

景観まちづくりの基本理念

『次世代へ伝える 春夏秋冬の風物詩が物語る景観づくり』

あわら市には、海、山、湖、丘陵地、田園、河川など彩り豊かな風景が広がっています。そこには、季節ごとの農作物の育みや実りなど、暮らしの営みから生まれる春夏秋冬の風物詩を伝える風景があります。

吉崎御坊跡や金津の宿場町、北陸街道には、往年の旅人が行き来する風景が今なお偲ばれます。これらの風景に抱かれた温泉は、およそ 130 年前に農夫が灌漑用の井戸を掘ったときから今に至るまで、住み人や訪れる人に大地からこんこんと温かい湯を与えてくれています。

わたしたちは、こうした自然と歴史の恩恵を受けながら生活や旅の地として暮らしを営んできました。

しかしながら、地球規模の環境問題や生態系の変化、無秩序な開発などにより、気づかないところで風景は変わっていくことが懸念されています。

わたしたちは、先人から受け継がれてきた自然や歴史を次世代へと継承するとともに、失われた自然風景やまちの景観を、一人ひとり、家々がつながりながら、再生し、美しく創造する行動を通じて、景観のまちづくりの輪を広げていきます。

すべての輪がつながり、あわら市のふるさと風景が永久に輝き続けることを願って、あわら市の景観まちづくりの基本理念を『次世代へ伝える 春夏秋冬の風物詩が物語る景観づくり』と掲げ、市民、事業者、行政が力を合わせて景観のまちづくりをすすめます。

2.景観まちづくりの基本目標

基本理念の実現のために、これまで先人たちによって培われたふるさと風景を次世代へと継承するとともに、魅力的な景観を形成するため、以下の基本目標を定めます。

◆基本目標1 多彩な自然風景を守り、育み、生かす

あわら市は、深い森林からなだらかな丘陵地、北潟湖、日本海を臨む海辺、広大な田園と昔ながらの集落という多彩な自然が変化に富んだ景観を有しています。これらの自然景観は、農業、林業、漁業に携わる人々が、自然を敬う営みの中で、季節ごとに味わいのあるふるさとの原風景を創りあげています。一度壊れた自然は二度と元に戻らないことから、これらの多彩で貴重な自然景観や生態系を守り、それぞれの自然や地域が連続的な物語として、次世代へとつなげる風景づくりを進めます。

◆基本目標2 歴史的な景観を守り、伝え、新たな文化を育む

あわら市は、吉崎御坊跡や宿場町としての歴史を今に伝える北陸街道、数多く点在する寺社仏閣、天然記念物となっている大木や史跡、金津祭の本陣飾りなど景観のまちづくりを進める上で、物語性のある資源が数多くあります。また、金津創作の森による現代美術や市民の文化芸術活動など新しい文化を創造する資源もあります。

まちの個性として息づいてきた歴史や文化を受け継ぎ、今の暮らしに生かしながら、次世代とともに愛着と誇りを育むまちの景観づくりを進めます。

◆基本目標3 まちの個性を創造する景観づくり

金津市街地は、福井県の北の玄関口として、市民参加型の駅周辺まちづくり計画が進められています。こうした計画を踏まえ、緑豊かな駅前空間や歴史文化資源、竹田川を生かした回遊性のある景観まちづくりを進めます。

あわら温泉街は、明治以来の開湯の歴史を持ちますが、震災や大火を経て近代的な旅館が立ち並び、かつての温泉街らしい景観の面影はわずかしかなかった。空き店舗・空き地・空き旅館の発生、街灯の老朽化や緑化の不足などさまざまな課題を解決し、目指すべき将来像を明確にして、新しいあわら温泉街の景観づくりを進めます。

◆基本目標4 住む人々と生活する風景で美しく愛着のあるまちをつくる

市内の各地に伝わる祭りや季節ごとの行事、風物詩は、あわら市民が景観を育む大切な要素です。また、人々が働く姿などの産業活動や季節の農産物もまちの雰囲気やふるさとの風景を創りだします。

このような人々の風習、暮らしや活動から生まれる生活風景を原動力にした景観まちづくりを進めます。また、市民・行政・企業の協働により、多くの市民がまちに関心を持ち、参加できるしくみづくりを進めます。

3.骨格的な景観要素の位置づけ

ここでは、市全体の景観イメージを印象づけ、物語性のある景観まちづくりを進めていく上で、大きなポイントとなる景観軸と景観拠点を位置づけます。

景観エリアは、自然特性に即した景観方針を設定します。景観軸は、尾根筋や海岸線、河川など地域の骨格となる軸や自然風景の眺望を保全する軸を位置づけます。景観拠点は、特に景観形成に力点を置くまちの拠点や視点場を設定します。それぞれの位置づけに即した景観形成を進めます。

■景観エリア

景観エリア	対象	方針
森林景観	劔ヶ岳・風谷峠・刈安山 海岸沿いの山林	豊かな森林環境の保全 土砂採取の規制・誘導・緑化
海浜景観	波松海岸	海岸線の保全
湖沼景観	北潟湖	北潟湖の水質浄化 周辺景観との調和
河川景観	竹田川、宮谷川、観音川	河川の水質保全 周辺景観との調和
丘陵地景観	坂井北部丘陵地	営農環境の保全 土砂採取の規制・誘導・緑化
田園景観	南部平坦地	田園環境の保全 看板の規制・誘導
市街地景観	芦原市街地、金津市街地	魅力的な市街地景観の創出

■景観軸

景観軸	対象	方針
山岳風景軸	刈安山・風谷峠・劔ヶ岳 の尾根筋 風谷峠越道	山頂から坂井平野や日本海を見る眺望の保全 平地から見る尾根筋や白山連峰の風景の保全 風谷峠越道の保全や活用
海辺風景軸	波松海岸	越前・加賀海岸国定公園や周辺の自然環境の保全 海岸の美化による美しい日本海の眺望の保全
川の風景軸	竹田川、宮谷川、観音川	河川沿いの家屋や寺社による街並み景観の保全 橋や河川敷における視点場の整備 生き物に配慮した多自然型護岸の保全や創出
シンボル景観軸	市道芦原金津線 市道滝高塚線	金津創作の森からあわら温泉街に至る連続的な美しい風景の保全と創出(丘陵地—森林—並木道—田園—あわら温泉街) 看板や街路樹の剪定など望ましい景観の設定
農業風景軸	広域農道フルーツライン 都市計画道路金津三国線	丘陵地や田園地帯の広大な田園景観の保全 看板の乱立や派手な建築物の規制

湖岸風景軸	国道 305 号 主要地方道福井金津線	湖岸サイクリングロードの整備 ゴミの不法投棄の防止 土砂採取の規制・誘導、緑化
広域景観軸	北陸自動車道 国道8号	福井県の玄関口にふさわしい沿道景観の形成 統一的な特徴のある街路樹の創出 看板の適正な規制・誘導
鉄道風景軸	JR 北陸本線 えちぜん鉄道	車窓から見る四季折々の田園風景の保全 田園風景に映える鉄道風景の保全
歴史街道軸	北陸街道、吉崎道、市街道	街道から見る自然風景の保全 地蔵堂、観音堂など歴史資源の案内板・サインの設置 街道沿いにふさわしい建築物の色彩・意匠や緑化

■景観拠点

景観拠点	対象	方針
交通結節 景観拠点	JR 芦原温泉駅周辺	福井県の北の玄関口にふさわしい景観形成 森のように緑豊かな景観の創出 建築物の色彩・意匠や看板など統一的な景観形成
観光交流拠点	あわら温泉街	温泉街の入口にふさわしい景観の創出 回遊性を生み出す魅力ある沿道景観の創出 人が集まる拠点となるモデル景観の創出
歴史伝承 景観拠点	吉崎御坊跡周辺	御山や寺社など歴史景観の保全と創出 鹿島の森や北潟湖の眺望の保全と活用
文化創造 景観拠点	金津創作の森	森林や水辺の景観の保全 創作作品の屋外展示やまちとの連携
農村集落	農村集落	木造建築、蔵、農作業小屋など日本家屋の推奨 屋敷林や生垣による緑化 神社や寺社と調和した農村風景の保全
森や里山の 景観拠点	刈安山、タコ山 北潟国有林	森林や里山の自然に親しむ環境整備 眺望の保全
水と緑の 景観拠点	北潟湖畔公園 トリムパークかなづ 竹田川河川公園	水辺と花緑の美しい景観形成 美化活動や緑化活動による魅力ある景観形成 森林や水辺を活かした積極的な活用
歴史文化の 景観拠点	古墳や寺社・仏閣、石碑	市内各地の歴史資源の景観保全 案内板・サインの設置による歴史の伝承 街道沿いの石碑など
樹木(桜・銀杏)	天然記念物や桜の並木、 シンボルツリーなど	天然記念物やシンボルとなる木の保全 桜並木など植樹の推奨

景観形成の方針図



凡例	景観エリア	凡例	景観軸	凡例	景観軸・景観拠点	凡例	景観拠点
	森林景観		山岳風景軸		鉄道風景軸		森や里山の景観拠点
	海浜景観		海辺風景軸		歴史街道軸		水と緑の景観拠点
	湖沼景観		川の風景軸		交通結節景観拠点		歴史文化の景観拠点
	河川景観		シンボル景観軸		観光交流拠点		樹木 (桜・銀杏)
	丘陵地景観		農業風景軸		歴史伝承景観拠点		希少生物
	田園景観		湖岸風景軸		文化創造景観拠点		
	市街地景観		広域景観軸		農村集落		

4. 景観まちづくりの方針

1 エリア別景観の基本方針

景観まちづくりの基本理念や基本目標を踏まえ、市民・事業者・行政が力を合わせ、エリアごとの景観特性を生かした取り組みを進めます。

1 森林景観

- 劔ヶ岳・風谷峠・刈安山からなる山並みとその後背となる白山連峰の景観はあわら市の緑の軸となるものであり、豊かな森林環境と生き物を守ります。
- 北潟湖・丘陵地付近の山林は土砂採取により土が露出し、見苦しい景観となっていることから、土砂採取の規制や緑化活動により、もとの美しい山林の再生に取り組みます。
- 北潟国有林の海岸林は、豊かな森林空間や浜街道の歴史、日本海の眺望を活かした自然体験の場として環境づくりを進めます。

2 海浜景観

- 波松海岸は、越前加賀国定公園に指定されている貴重な自然資源として、日本海に面した美しい海岸と山林の緑が一带となった美しい海浜景観を守ります。
- 弁天島や浜街道など PR の機会を増やし、海浜景観として活用し、わかりやすいアクセスルートの整備や案内板・サインの設置などにより、眺望景観と海辺を親しむ景観拠点づくりに取り組みます。
- 地引網などのイベントやゴミ掃除など市民が主体となった活動も行われており、より多くの人々が目を向け守り、活用する景観づくりに取り組みます。

3 湖沼景観

- さまざまな生き物が生息している北潟湖は、葦などを活用した水質浄化により美しい北潟湖へと再生します。
- 北潟湖の景観は、山林や吉崎御坊跡、桜並木やサイクリングロード、北潟湖畔公園、アイリスブリッジ、沿岸の家々といくつもの表情を持っており、北潟湖の風景が一望できる視点場や空間など眺望景観を楽しめる環境づくりや自然体験を楽しめる環境づくりに取り組みます。

4 河川景観

- 竹田川や宮谷川、観音川など市内にはいくつかの河川が流れており、ホタルや野鳥の貴重な生息地として次世代に引き継いでいきます。
- 竹田川には、古くから鉄などを運ぶ水路としての歴史もあり、地域の人々の生活と密接に結びつい

ていることから、水辺とその周辺の家並み、田園や山並みなどが一体となった景観の保全・形成に取り組めます。

- 良好な視点場づくりや景観回遊軸づくりなど日常生活の中で子どもから高齢者まで多世代が活用しやすい河川公園における憩いと集いの景観形成に取り組めます。

5 丘陵地景観

- 白山連峰と市内の山々、樹林地・果樹園・畑地が折り重なる美しい農業風景を守ります。
- 丘陵地に立地する工場地などの建築物や工作物の色彩・意匠や周囲の植栽が丘陵地景観と調和した景観づくりに取り組めます。
- 金津ICから丘陵地、市街地に至る沿道は、市の玄関口からまちへのアプローチとなるシンボル軸として、看板の規制・誘導に取り組む、なだらかで牧歌的な丘陵地の風景に調和した景観づくりに取り組めます。

6 田園景観

- 広大な平野や里山の合間にある田園は、あわら市の風景の特徴の一つであり、農業文化が根づくあわら市の貴重な資源として、夕日や鉄道の風景、季節ごとの農作業風景など、季節や天候、人々の生活で培われている風景を守ります。
- 農村集落は、集落ごとにまとまりを保っており、銀鼠色の瓦が連なる住宅や蔵、屋敷林、生垣でまとまりをもった伝統的な農村風景として日本に残された貴重な風景が残っています。こうした価値を次世代へ継承するため、日本の農村風景としての景観に配慮する意識を醸成し、貴重な農村風景を受け継いでいきます。
- ふるさと風景としての田園景観を保全、形成するために、集落内の建築物や看板などについては、高さや色彩などを適正に規制・誘導します。

7 歴史文化景観

- 市内には、寺院や神社が点在し、天然記念物の樹木、金津の宿場町としての風情、先人の足跡を偲ばせる歴史的な風景などが残っています。北陸街道沿いの伝統的な家並みや千束一里塚など昔ながらの風景が残されており、西行や松尾芭蕉などが旅をした歴史とともに次世代へ受け継いでいきます。
- 吉崎御坊跡は、室町時代から現在に至るまで、多くの参詣者が往来した御山や寺社、街並みが残されています。こうした伝統的な家並みを適切に保存するとともに、歴史を伝える景観の創出に取り組めます。
- 金津創作の森は、新しい文化を創造する文化芸術拠点として、市内の自然資源や市街地との連携を推進し、景観創出のモデルとして寄与することをめざします。

8 商業地の景観

- JR 芦原温泉駅周辺は、市民主体による花と緑の景観づくりや灯りのまちづくりや福井県の北の玄関口にふさわしい緑豊かな駅前景観づくりに取り組みます。
- 金津市街地は、歴史的な面影が残る建物の老朽化が進むとともに、空き店舗・空き家や電柱の乱立、派手な看板、狭い歩道など景観阻害要素が多いことから、歩道と街路樹との一体的な景観整備や看板の色彩、意匠などを統一する景観協定の締結などに取り組みます。
- 市街地の寺院や神社、竹田川など魅力的な景観スポットへ回遊性をもたらすための案内板やサインを整備するとともに魅力的な視点場の環境づくりに取り組みます。

9 観光地の景観

- 県内随一のあわら温泉街は、昭和31年の大火で市街地のほとんどを焼失し、その後の土地区画整理事業で復興を行ったことから、温泉情緒を思わせる景観はあまり残っていません。旅館、店舗の塀や看板、街灯などの老朽化により街全体がさびれた印象となっており、派手な色彩の看板が点在することから、温泉情緒のたどるよう景観形成に取り組みます。
- 温泉街区の設定により、旅館・店舗の色彩や意匠の統一、舗装・街灯のグレードアップ、無機質なブロック塀から温泉街らしい生垣・植栽への更新、案内板・サインの設置など、温泉街にふさわしいデザインの統一による景観形成に取り組みます。

10 住宅地の景観

- 住宅地景観は、住宅建築・敷地・道路という3つの要素とこれらの調和で成り立っており、このことに充分配慮しながら景観形成に取り組みます。
- 金津市街地内の住宅地は、昔ながらのさまざまな表情を持った景観があり、周辺の寺院や神社、竹田川など周辺の歴史資源や自然資源と調和した風情のある景観づくりに取り組みます。
- 新しい住宅地は、土地区画整理事業や地区計画の締結などにより、敷地内の緑化や建物の色彩・意匠に配慮した景観となっており、住宅の敷地と道路を一体的な空間と捉え、無機質なブロック塀から生垣化などによる緑豊かな景観づくりに取り組みます。

11 工場地の景観

- 丘陵地や田園地帯に立地する工場地は、敷地内に豊かな植栽による緑化や色彩への配慮し、周辺の自然環境との調和に努めます。市街地内の工場地も緑化により周辺の住宅地との調和に努めます。
- 工場は無機質で閉鎖的な空間を生みがちですが、煙突などの工作物や建築意匠など環境や景観に配慮したデザインや仕様の規制・誘導に取り組みます。

12 公共施設の景観

- 市内には、市役所などの官公庁施設、文化施設、学校などの教育施設のほか、社会福祉施設や公園・広場などさまざまな公共施設があります。これらの施設は、市民の交流の場として人々の生活に密着したものであり、市民参加を基本とした景観づくりに取り組みます。
- 公共施設が景観まちづくりを進める上で、先導的な役割を果たすことが求められることから、地域の個性を生かしながら、洗練された景観の施設づくりに取り組みます。

13 道路・鉄道の景観

- 広域的な道路としてまちの玄関口のイメージとなる北陸自動車道や国道8号、主要地方道から芦原市街地と金津市街地を結ぶ市道などは、市民はもとより来訪者にとっても愛着や誇りをもたらすシンボルとなるよう景観形成に取り組みます。
- 街路樹の剪定や土砂採取跡は、街のイメージダウンにつながっており、豊かな自然景観との調和や街路樹の剪定のあり方、ゴミの放置対策など維持管理に当たっては、周辺住民や事業者への理解と協力を得ながら、景観形成に取り組みます。
- 幹線道路沿いや金津 IC 周辺、街の入口に設置されている多くの看板については、これらの色彩や大きさなどが街を美しく印象づけるポイントとなることから、統一的な屋外広告物の規制や誘導に取り組みます。
- 田園を走る JR 北陸線やえちぜん鉄道は、季節ごとに変化する沿線風景を持っていることから、看板の乱立を防止し、車窓からの眺望も意識した景観形成に取り組みます。

2 景観形成重点地区の基本方針

2-1 あわら温泉地区 景観形成重点地区

●景観形成重点地区の目標

温泉情緒と自然風景の趣きがある景観づくり

温泉街を取り巻く豊かな自然風景のイメージを受け継ぎ、和の趣きが漂う緑豊かな景観を再現します。

旅館の玄関から座敷、庭園のしつらえを創るように、温泉街へアクセスするアプローチの印象づくりや歩いて楽しい回遊ルートの景観づくり、街並みの統一やシンボルとなる拠点の魅力的な景観創出により、街全体で来訪者を気持ちよく迎え、生活者も心地よく過ごせる景観形成を進めます。

●景観形成の基本的な考え方

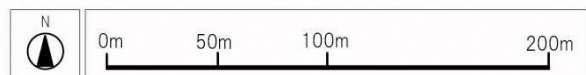
温泉街と山野がつながる自然風景とまちの再現	<p>◆景観形成方針</p> <p>あわら温泉街を取り巻く緑豊かな森林や田園景観、市道芦原金津線の並木道のイメージを受け継ぎ、芦の原から温泉が湧き出したという由来を踏まえ、緑と風情が調和した景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・四季折々の植栽による風景の再生 ・空き地を活用した自然風景の再現 ・空き地の適正管理(清掃・草とり) ・温泉街における農的風景の創造 ・ガイドラインに基づく旅館や商店の前庭づくり ・適正な景観管理を行う体制の構築 ・景観整備機構など推進母体の確立
温泉街の玄関口	<p>◆景観形成方針</p> <p>温泉街に至るアプローチとして、田園景観の保全と沿道の看板の規制・誘導、樹形の美しい街路樹の修景、統一的なデザインの植栽・花の修景を図り、温泉街の玄関口としてのもてなしの景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市道芦原金津線の温泉街までの適切な緑化・修景 ・街路樹剪定のガイドラインに基づく景観形成 ・土砂採取跡の規制・緑化 ・温泉街にふさわしい街路樹や花の統一的なデザイン・緑化・修景

<p>歩いて楽しめる回遊軸</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>老舗旅館や広場を拠点とする回遊軸を設定し、道路の美装化や建築物の色彩・意匠の統一化、案内板・サインなど温泉街にふさわしい景観を創出します。</p> <p>情緒ある夜の景観を演出する街灯の整備などを図り、昼も夜も楽しみながら回遊できる景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路の美装化や無電柱化 ・沿道の旅館・商店の外観の色彩や意匠の工夫 ・景観保全型広告物整備地区の指定など屋外広告物の規制・誘導 ・ブロック塀の生垣・板塀化など外壁の美装化 ・洗練された街灯の整備 ・案内板・サインの設置 ・植栽の種類やデザインを統一した緑化・花の修景
<p>旅館・商店・住宅が調和した街並み形成</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>旅館と商店、一般住宅で構成される街並み景観は、温泉街としてのイメージを創出する建築物の色彩や意匠の工夫、室外機など生活面での修景を工夫するとともに、老朽化や空き旅館・空き店舗・空き家となった建築物の適正な管理や流通促進により、もてなしの景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築協定の締結などによる建築物の色彩・形態意匠の統一 ・空き地の緑化や生垣化による景観修景 ・住宅やマンションの室外機など生活設備機器の修景 ・老朽化した空き旅館や空き店舗・空き地の適切な管理や修景 ・登録文化財の登録による歴史的な建築物の保存や活用
<p>モデルとなる施設や拠点の景観整備</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>あわら湯のまち駅の玄関口としてふさわしい景観修景や洗練された広場、施設の整備により回遊を促し、今後の景観形成のモデルとなる魅力的な拠点と景観を創出します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あわら湯のまち駅の玄関口としてふさわしい景観修景 ・自然風景を凝縮した里山景観の創出 ・洗練されたデザインによる広場や施設の整備

あわら温泉地区における景観形成の方針図



- 景観形成重点地区
- 歩いて楽しめる回遊景観軸
- 温泉の玄関口にふさわしい景観
- 美しい街路樹による道路景観



2-2 JR 芦原温泉駅周辺地区 景観形成重点地区

●景観形成の目標

水と緑と歴史がつながる風景づくり

JR 芦原温泉駅前、福井県の北の玄関口にふさわしい景観として、緑豊かな景観を形成し、竹田川や金津市街地の歴史資源等へと回遊する景観まちづくりを進めます。

本地区は、宿場町や本陣飾りなど金津の歴史文化資源をモチーフに、歩道拡幅に伴う、街路樹・街灯・無電柱化の一体的な整備により歩行者にやさしい景観整備を進めます。また、昔ながらの趣きを感じさせる建築物の色彩や形態意匠のルールづくりにより、生活者と来訪者にうるおいをもたらす景観形成を進めます。

JR 芦原温泉駅前の工場跡地を活用し、ここを拠点として金津市街地の各地区との水と緑の軸や歴史資源を結び、人々が集まり、にぎわう景観まちづくりを展開します。

●景観形成の基本的な考え方

<p>福井県の北の玄関口</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>緑豊かな広場を目指し、街路樹や駅前広場を整備するとともに商店の建築物や看板については、景観協定や建築協定などの締結により、高さ・形態意匠・色彩や緑化など合意形成を図りながら福井県の北の玄関口となる景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JR 芦原温泉駅周辺における玄関口にふさわしい緑豊かな景観づくり ・建築物や看板・広告物の色彩、意匠のガイドラインに基づく景観形成 ・建築協定や景観協定、道路美化協定などの締結 ・街路樹剪定のガイドラインに基づく景観形成 ・景観保全型広告物整備地区の指定など屋外広告物の規制・誘導
<p>工場跡地を活用した緑豊かなにぎわい風景拠点の創出</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>かつて金津のまちの中に点在した緑地をモチーフにした緑豊かな空間を JR 芦原温泉駅前の工場跡地に再現し、まちの回遊性を生み出す拠点としてモデルとなる景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ものづくり文化、金津の本陣をモチーフにした景観デザイン ・金津創作の森と連携した現代アートのデザイン導入 ・六日、八日、十日など地名で残された市場としての由来を掘り起こし、周辺の農業エリアと連携したにぎわい風景づくり ・本陣飾りや花と緑の道づくり、竹田川の活用による周辺地区と拠点を結ぶ回遊軸の創出

<p>水と緑と歴史の回遊軸</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>JR 芦原温泉駅前や竹田川・宮谷川、寺院や神社などの歴史資源や眺望ポイントを辿る回遊軸を設定し、無電柱化や建築物の色彩や意匠の統一化、案内板・サインなど宿場町らしいデザインの創出、金津らしい夜の景観の演出などを図り、水と緑と歴史資源を回遊できる景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅前広場整備に伴う無電柱化による一体的な景観整備 ・建築協定や景観協定による商店の外観の色彩や意匠のルールづくり ・屋外広告物の規制・誘導 ・金津の素材を生かした灯りのまちづくり ・案内板・サインの設置 ・植栽の種類やデザインを統一した緑化・花の修景
<p>宿場町の趣きのある街並み形成</p>	<p>◆景観形成方針</p> <p>宿場町として歴史と暮らしが融合した趣きのある街並みを創出するため、建築物の色彩や意匠の工夫、道路と建築物が調和した景観を形成します。</p> <p>◆具体的な景観施策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築協定の締結などによる建築物の色彩・形態意匠の統一 ・建物前面の緑化修景 ・空き店舗・空き地の適切な管理や活用

■JR 芦原温泉駅前周辺地区の無電柱化の整備計画

路線名：市道 105 号線

延長：125m

整備期間：平成 21～25 年度

整備内容：当該地区は、将来の北陸新幹線の延伸を見据え、福井県の北の玄関口として、駅周辺の整備を進めている。景観に配慮した街づくりを進めるため、道路整備にあわせ電線の裏配線化を実施する。

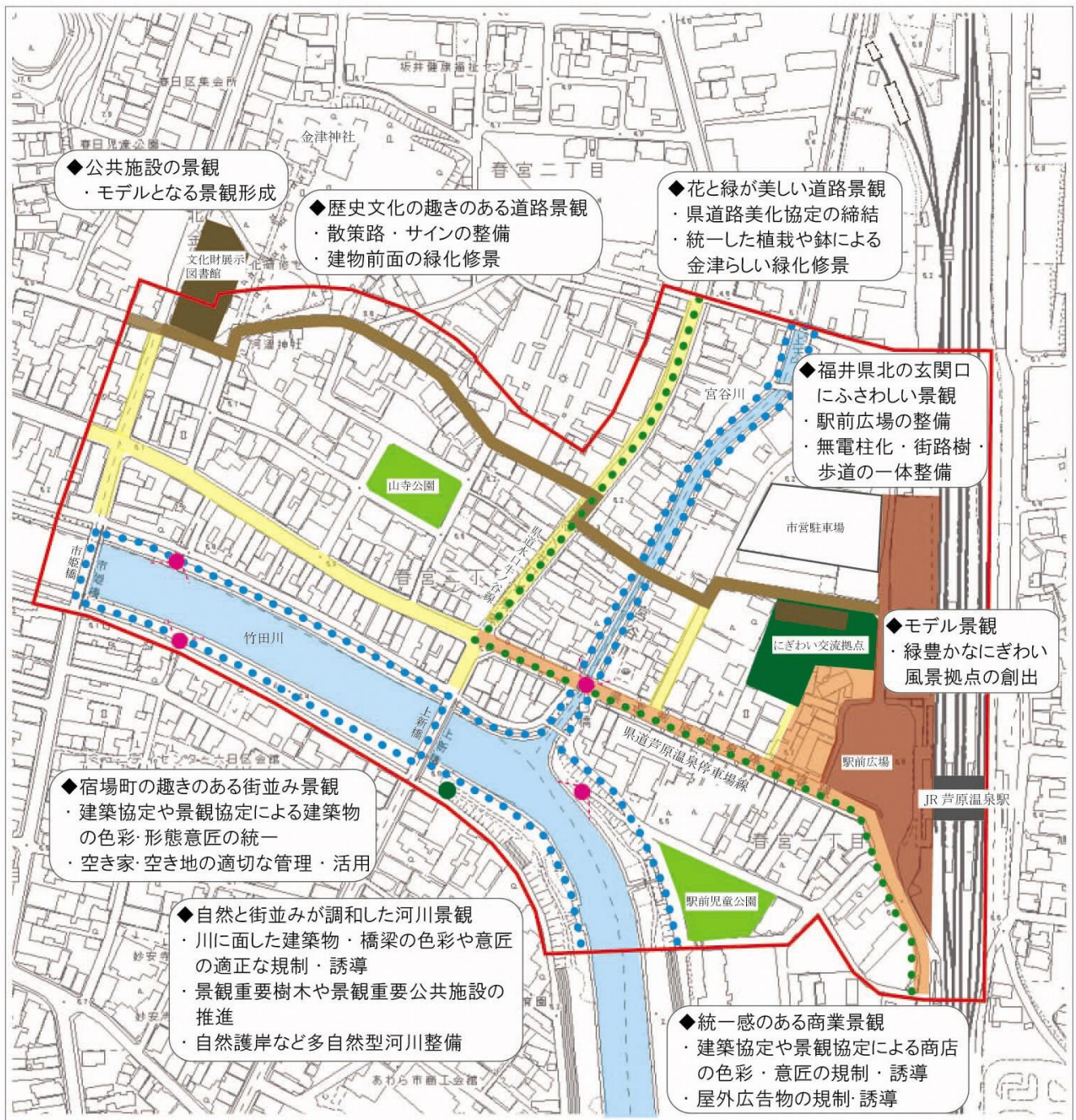
●整備前



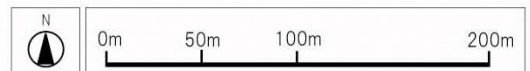
●整備後イメージ



J R 芦原温泉駅周辺地区における景観形成の方針図



- 景観形成重点地区
- 統一感のある商業景観
- 歴史文化の趣きのある道路景観
- 宿場町の趣きのある街並み景観
- 花と緑が美しい道路景観
- 水と緑と歴史の回遊軸
- 保全すべき眺望



3 沿道景観の基本方針

3-1 広告物等の表示または設置に関する基本的な方向

●市道芦原金津線

本路線においては、芦原温泉街へのアプローチとして、あわら市をイメージ付ける特徴的な街路樹を保全するため、街路樹の伐採、剪定の禁止および広告物等の掲出量を制限することを基本とした規制を行うこととします。このため、街路樹による景観を損なう行為については禁止するとともに、表示または設置が可能な広告物等を社会経済活動上必要最小限のものに限定します。

●都市計画道路金津三国線

本路線においては、あわら市をイメージ付ける広大な田園景観を保全するため、広告物等の掲出量を制限することを基本とした規制を行うこととします。

このため、表示または設置が可能な広告物等を社会経済活動上必要最小限のものに限定するとともに、夜間の景観を損なうものについては禁止することとします。

3-2 広告物等を表示し、もしくは設置する場所またはその形状、面積、色彩、意匠その他表示、もしくは設置の方法に関する事項

- ア 福井県屋外広告物条例第 8 条(適用除外)に規定する広告物等以外は表示または設置しないこと。
- イ 建物の屋上に固定する広告物等は設置しないこと。
- ウ 発光装置または照明装置を有する広告物等は設置しないこと。
- エ 広告物等には蛍光塗料および反射材料を使用しないこと。

福井県屋外広告物条例

(適用除外)

第8条 次に掲げる広告物等については、第2条から前条までの規定は、適用しない。

- 一 法令の規定により表示し、または設置する広告物等
- 二 国または地方公共団体が公共的目的をもって表示し、または設置する広告物等で、規則で定めるもの
- 三 または地方公共団体が公共的目的をもって表示し、または設置する広告物等で、規則で定めるところにより知事に協議したもの
- 四 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用するポスター、立札、ちようちんもしくは看板の類またはこれらを掲出する物件
- 2 次に掲げる広告物等については、第2条および第4条の規定は適用しない。
 - 一 自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するため、自己の住所地等(居住または営業もしくは事業の用に供される建物その他の施設の敷地をいい、当該施設と一体的に使用される駐車場、倉庫その他の施設の敷地を含む。第13条において同じ。)に表示し、または設置する広告物等(以下「自家用広告物等」という。)で、規則で定める基準に適合するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する土地または物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - 三 工事現場における仮設の囲いに表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの
 - 四 冠婚葬祭、祭礼等のため表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - 五 講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、または設置する広告物等

- 六 鉄道の車両または自動車に表示される広告物で、規則で定める基準に適合するもの
- 七 人、動物、車両(鉄道の車両および自動車を除く。)、船舶等に表示される広告物
- 八 地方公共団体が公共的目的をもつて設置する掲示板に当該地方公共団体の定めるところにより表示する広告物
- 九 自治会、町内会その他の町または字の区域その他市町内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体(以下「自治会等」という。)が公共的目的をもつて設置する掲示板に当該自治会等の定めるところにより表示する広告物
- 十 鉄道の車両または自動車で、その使用の本拠の位置が他の地方公共団体の広告物等に関する条例の適用を受ける区域内に存するものに表示される広告物であつて、当該条例の規定に適合して表示されるもの
- 3 前2項各号および第6項に掲げるものを除くほか、次に掲げる広告物等については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第2条の規定は、適用しない。
 - 一 自家用広告物等
 - 二 公共の安全、環境の保全その他の公共的目的をもつて表示し、または設置する広告物等
 - 三 鉄道の車両または自動車に表示される広告物
- 4 前3項各号および第6項に掲げるものを除くほか、事業所または営業所に案内するために表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するものについては、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、または設置する場合に限り、第2条(第1号、第4号(知事が定める地域に限る。)、第5号(知事が定める地域に限る。))および第13号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。
- 5 次に掲げる広告物等については、第3条第1項の規定は、適用しない。
 - 一 第3条第1項第2号、第9号または第10号に掲げる物件に表示し、または設置する広告物等のうち、その所有者または管理者が自己の氏名、名称、商号、店名もしくは商標または自己の事業もしくは営業の内容を表示するための広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - 二 前号に掲げるもののほか、自己の管理する物件に管理上の必要に基づき表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
 - 三 前2号に掲げるもののほか、第3条第1項第10号に掲げる物件に表示し、または設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの
- 6 公益上必要な施設または物件に規則で定める基準に適合して寄贈者名または寄贈年月日を表示する場合には、第2条から第4条までの規定は、適用しない。

第3章 良好な景観の形成のための行為の制限に関する方針

1. 景観形成基準を活用した景観誘導の基本的な考え方

あわら市は、森林、丘陵地、北潟湖、日本海、広大な田園と昔ながらの集落という多様な自然風景の中に、宿場町としての歴史がある金津市街地やあわら温泉のある芦原市街地、古い歴史を持つ北陸街道や寺社仏閣、公園・緑地などがあり、それぞれが景観資源としてあわら市の景観を形成しています。一方、建築物の新築・増築・改築や郊外型店舗が進出し、街並み景観が徐々に変化しています。

あわら市の景観をより良いものにするためには、良好な景観資源を大切に守ることを基本とし、個々の建築行為などの機会を捉え、自然、歴史、文化、生活を踏まえた周辺との調和や配慮を求めることにより、景観を阻害するものを取り除いていくことが大切になります。

2. 届出対象となる行為と景観形成基準などによる景観形成の考え方

あわら市景観計画区域内において、一定規模以上の建築物の新築・増築・改築などや建築確認を伴う工作物の設置、開発行為^{*1}について、届出を義務付けます。届出については、配慮すべき基本的な事項である景観形成基準に対して適合基準を設けます。

なお、届出の対象となる行為は、景観法第16条第1項第1～4号に掲げる行為とします。

3.届出の対象となる行為

市全域を対象としたあわら市景観計画区域において、良好な景観の形成に必要な行為について、以下の項目を届出の対象とします。

	対象	届出の対象となる行為と規模
1. 景観法第 16 条第 1 号に掲げる行為	建築物	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかにあたるもの(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築後の高さ又は建築面積) <ul style="list-style-type: none"> ①高さ 13m を超える建築物 ②延べ面積が 1,000 m² を超える建築物(太陽光発電施設の場合は 500 m²) ③①②のいずれかで、外観の変更を行なう修繕、模様替え、色彩については、外観の過半に及ぶもの
2. 景観法第 16 条第 2 号に掲げる行為	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更で、次のいずれかにあたるもの <ul style="list-style-type: none"> ① 煙突、高架水槽、物見塔、記念塔、彫刻、モニュメント、街路樹、照明灯、風力発電施設その他これらに類するもので、高さ(建築と一体となっている場合は、その高さの合計)が 13m を超えるもの ② 製造施設、貯蔵施設、運動施設、遊戯施設、太陽光発電施設その他これらに類するもので、地盤面からの高さ(建築と一体となっている場合は、その高さの合計)が 13m を超えるもの、又は築造面積の合計が 1,000 m² (太陽光発電施設の場合は 500 m²) を超えるもの ③ 垣、柵、塀、擁壁、その他これらに類するもので、地盤面からの高さが 2m を超え、かつ、延長が 30m を超えるもの ④ ①②③のいずれかで、外観の変更を行なう修繕、模様替え、色彩に係わる行為については、外観の過半に及ぶもの
3. 景観法第 16 条第 1 項第 3 号に掲げる行為	開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ①都市計画法第 4 条第 12 項に規定する開発行為その他政令で定める行為 (主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行なう土地の区画形質の変更)
4. 景観法第 16 条第 1 項第 4 号により景観計画に従いあわら市景観条例で定める行為	土地の開墾 土石の採取 その他土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかにあたるもの <ul style="list-style-type: none"> ①当該行為に関わる区域の面積が 1,000 m² を超えるもの ②当該行為に伴い高さが 3m を超え、かつ、延長が 30m を超える法面
	屋外における土石、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 次のいずれかにあたるもの <ul style="list-style-type: none"> ①地盤面からの高さが 3m を超えるもの ②使用面積が 1,000 m² を超えるもので農林業を営む以外に行う行為

4.あわら市全域における景観形成基準

あわら市景観計画区域(市全域)における、良好な景観の形成に必要な以下の行為について景観形成基準を示します。

①建築物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更(修繕・模様替え・色彩変更)

対象	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> 山岳、北潟湖、丘陵地、海岸や河川などの自然景観の良好な眺望が得られる場所においては、眺望確保に配慮して配置する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に落ち着いたある色彩を基調とし、けばけばしい色の使用を避けて、周辺の景観との調和を図る。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の街並みに調和した統一的でまとまりのある形態・意匠とする。 汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な景観の維持に努める。 伝統的な建築物の形態や意匠が保たれている街並みや農村集落は、越前瓦や木材などの地域の素材を用い、全体的に統一感のある意匠に努める。 建築物に付随する駐車場や自転車置場などは、景観に配慮した配置・形態・意匠に努める。 建築物に付随するベランダやエアコンの室外機などの設備は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した遮へい措置に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。 地域の気候・風土に合った植栽を使用する。 道路境界のブロック塀は、できるだけ、生垣、板塀、柵などに置き換え、周辺の自然や街並みとの調和を図る。

②工作物の新築、改築、増築、移転又は外観の変更(修繕・模様替え・色彩変更)

対象	景観形成基準
配置	<ul style="list-style-type: none"> 山岳、北潟湖、丘陵地、海岸や河川などの自然景観の良好な眺望が得られる場所においては、眺望確保に配慮して配置する。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> 全体的に落ち着いたある色彩を基調とし、けばけばしい色の使用を避けて、周辺の景観との調和を図る。
意匠	<ul style="list-style-type: none"> 突出感や違和感を与えない形態や意匠とする。 汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な景観の維持に努める。 工作物に付随する設備機器は、道路から見えにくい位置に配置し、景観に配慮した遮へい措置に努める。
緑化	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内や敷地周辺は、積極的に緑化する。 周辺の植生に適した種類の植栽を使用する。 柵や擁壁を設ける場合は、生垣や自然石風にするなど自然景観との調和を図る。

③開発行為

対象	景観形成基準
切土や盛土によって生じる法面	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの公共空間から切土又は盛土によって法面や擁壁が生じる場合、法面の緑化や擁壁に石材などの自然素材を用いるなど、周辺の自然や街並みとの調和を図る。

④土地の開墾、土石の採取、その他土地の形質の変更、樹木の伐採

対象	景観形成基準
切土や盛土によって生じる法面	<ul style="list-style-type: none"> 当該行為の区域の周囲においては、植栽又は景観に配慮した塀を設けるなど、道路などの公共空間からの遮へい措置を行う。 道路などの公共空間から容易に見える位置に広大な法面や擁壁が生じる場合、法面や擁壁に植栽し、緑化を行う。 行為後の跡地の自然環境の復元に当たっては、地域の植生に適した樹種を植栽し、復元する。

⑤屋外における土石、再生資源その他の物件の堆積

対象	景観形成基準
土石や再生資源の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 道路などの公共用地に接する敷地境界線からは、できる限り離れた位置で集積・貯蔵を行う。 積み上げにおいては、整然と集積又は貯蔵する。 敷地周辺の緑化を行うなど、周囲の道路からの遮へい措置に努める。

⑥風力発電施設

景観形成基準																			
<ul style="list-style-type: none"> 複数設置する場合は、法則性を持たせまとまりのある配置とする。 風力発電施設のうち風車部（ブレード・ハブ・ナセル・タワー）の色彩は、灰色、薄青色、暗茶及び暗緑の中から背景になじみやすい色を選ぶこと。（他法令による着色などは除く） 																			
<p><使用可能な色彩範囲(マンセル値)></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>灰色</td> <td>-</td> <td>3.0～8.5</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>薄青色</td> <td>B(青)、PB(青紫)</td> <td>3.0～8.5</td> <td>1.5～3.5</td> </tr> <tr> <td>暗茶及び暗緑</td> <td>R(赤)～G(緑)</td> <td>3.5～5.5</td> <td>3.0～6.0</td> </tr> </tbody> </table>				色彩	色相	明度	彩度	灰色	-	3.0～8.5	-	薄青色	B(青)、PB(青紫)	3.0～8.5	1.5～3.5	暗茶及び暗緑	R(赤)～G(緑)	3.5～5.5	3.0～6.0
色彩	色相	明度	彩度																
灰色	-	3.0～8.5	-																
薄青色	B(青)、PB(青紫)	3.0～8.5	1.5～3.5																
暗茶及び暗緑	R(赤)～G(緑)	3.5～5.5	3.0～6.0																
<ul style="list-style-type: none"> 施設周辺の樹木の伐採、造成などの範囲は必要最低限とし、地形改変を極力避けること。 環境省が策定した「国立・国定公園内における風力発電施設の審査に関する技術的ガイドライン」を参考とし、眺望への影響を極力回避・低減すること。 																			

5.太陽光発電施設における景観形成基準

太陽光発電施設における景観形成基準について、あわら市景観計画区域を下記の5つのエリアに分け、対象となるエリアを指定します。



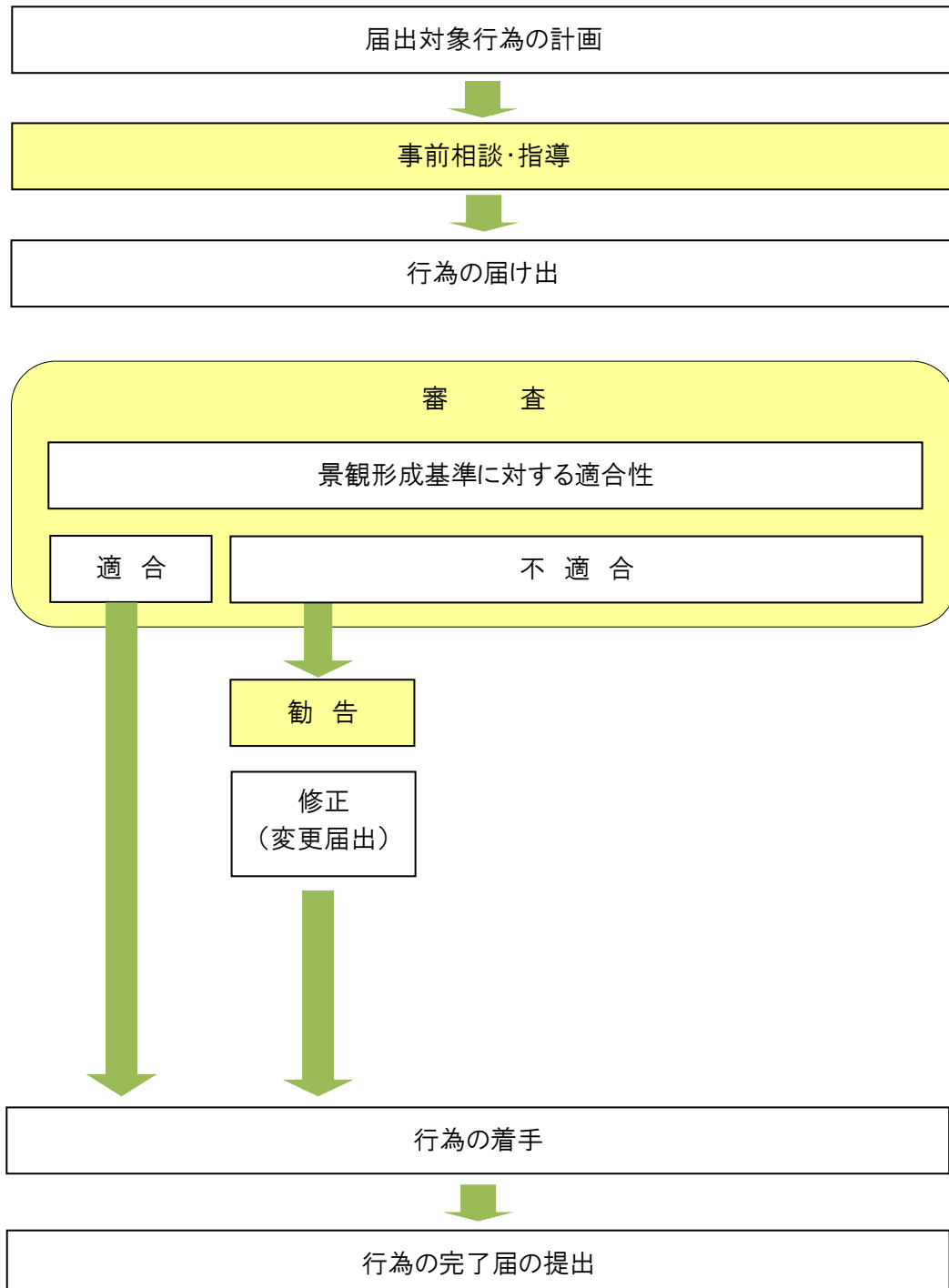
対象エリア	景観形成基準																									
市街地エリア 農村集落エリア	<p>(1) 地上に設置する場合</p> <p>地上に設置する場合は、次の①または②の措置を行うこと。</p> <p>① 太陽光パネル及びフレーム・架台の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の青色で低反射が目立たないものを使用し、パワーコンディショナ等の付属設備及びフェンスの色彩は、低明度・低彩度の灰色若しくは茶色の中から周囲の景観と調和した色彩を選ぶこと。</p> <p><使用可能な色彩範囲(マンセル値)></p> <table border="1" data-bbox="512 584 1385 927"> <thead> <tr> <th>対象施設</th> <th>色彩</th> <th>色相</th> <th>明度</th> <th>彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>太陽光パネル</td> <td>黒色</td> <td>-</td> <td>1.0~3.0 未満</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フレーム 架台</td> <td>青色</td> <td>B(青) PB(青紫)</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> <tr> <td>付属設備</td> <td>灰色</td> <td>-</td> <td>3.0~4.0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>フェンス</td> <td>茶色</td> <td>R(赤) YR(黄赤)</td> <td>4.0 以下</td> <td>2.0 以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。</p> <p>(2) 勾配屋根の建築物に設置する場合</p> <p>勾配屋根の建築物に設置する場合は、次の①及び②または③の措置を行うこと。</p> <p>① 太陽光パネル及びフレーム・架台の色彩は、黒色又は低明度・低彩度の青色で低反射が目立たないものを使用し、パワーコンディショナ等の付属設備及びフェンスの色彩は、低明度・低彩度の灰色若しくは茶色の中から周囲の景観と調和した色彩を選ぶこと。</p> <p>② 屋根の形状を変えないように屋根と同じ傾斜で一体化して設置すること。また、屋根の高さを超えて設置しないこと。</p> <p>③ 太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。</p>	対象施設	色彩	色相	明度	彩度	太陽光パネル	黒色	-	1.0~3.0 未満	-	フレーム 架台	青色	B(青) PB(青紫)	4.0 以下	2.0 以下	付属設備	灰色	-	3.0~4.0	-	フェンス	茶色	R(赤) YR(黄赤)	4.0 以下	2.0 以下
対象施設	色彩	色相	明度	彩度																						
太陽光パネル	黒色	-	1.0~3.0 未満	-																						
フレーム 架台	青色	B(青) PB(青紫)	4.0 以下	2.0 以下																						
付属設備	灰色	-	3.0~4.0	-																						
フェンス	茶色	R(赤) YR(黄赤)	4.0 以下	2.0 以下																						

		＜使用可能な色彩範囲(マンセル値)＞				
		対象施設	色彩	色相	明度	彩度
	太陽光パネル		黒色	-	1.0～3.0 未満	-
	フレーム 架台		青色	B(青) PB(青紫)	4.0 以下	2.0 以下
	付属設備		灰色	-	3.0～4.0	-
	フェンス		茶色	R(赤) YR(黄赤)	4.0 以下	2.0 以下
		<p>(3) 陸屋根の建築物に設置する場合</p> <p>陸屋根の建築物に設置する場合は、次の①または②の措置を行うこと。</p> <p>①道路や公園等の公共空間から視認できないような高さ・配置とするか陸屋根上にルーバー等により目隠しを行うこと。</p> <p>②太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。</p>				
田園エリア	<p>(1) 勾配屋根の建築物に設置する場合</p> <p>勾配屋根の建築物に設置する場合は、次の①または②の措置を行うこと。</p> <p>①屋根の形状を変えないように屋根と同じ傾斜で一体化して設置すること。また、太陽光パネルの高さは、屋根の高さを超えないこと。</p> <p>②太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。</p> <p>(2) 陸屋根の建築物に設置する場合</p> <p>陸屋根の建築物に設置する場合は、次の①または②の措置を行うこと。</p> <p>①道路や公園等の公共空間から視認できないような高さ・配置とするか陸屋根上にルーバー等の目隠しを行うこと。</p> <p>②太陽光発電施設が直接視認しにくいように植栽やルーバー等で目隠しをすること。植栽やルーバー等の高さは、太陽光パネルの最上部が視認できない高さとする。</p>					
丘陵地エリア 森林エリア	<p>・主要な道路や公園等の公共空間から視認可能な斜面に太陽光発電施設を設置する場合は、向きや傾斜を揃え統一感のある配置とすること。</p>					

基本的に上記の景観形成基準に適合する必要がありますが、施設や周辺の状況等によりこれらの基準に適合しない場合でも、認められる場合があります。まずは、市へ事前の相談をお願いします。

■届出の流れ

届出対象行為の届出に係る事務の流れは次の通りです。計画段階での事前相談・指導を行い、届出、審査等を経て景観形成基準に適合すれば行為に着手することができます。行為が完了すればその旨の完了届を提出しなければなりません。



第4章 景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針

1. 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の目的

それぞれの地域の個性を活かした魅力的な景観形成を進めるためには、各地域に点在する景観資源の保全と積極的な活用が重要です。

このため、あわら市内の建築物・工作物など(以下「建造物」)、樹木のうち、良好な景観形成に重要な役割を担うものを景観重要建造物及び景観重要樹木に指定します。これにより、地域の景観資源を核とした良好な景観形成に積極的に取り組みます。

2. 景観重要建造物の指定の方針

景観基本計画の景観軸、景観拠点の中で、良好な景観を形成している、または形成することが望ましい景観形成上重要な建造物については、景観法の手続きを経て、所有者に景観重要建造物^{*4}への指定を積極的に働きかけ、以下の方針により景観重要建造物に指定します。

また、景観軸、景観拠点以外で景観計画区域にあるものについては、住民などから良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な建造物であるとの指定提案を受け、上記と同様に景観法の手続きを経て、所有者に「景観重要建造物」への指定を積極的に働きかけ、以下の方針により景観重要建造物に指定します。

- ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められている建造物
- ②必ずしも歴史的な建造物に限らず、外観の保全が可能で景観上重要な建造物
- ③地域における伝統的な仕様を継承していると認められる建造物
- ④市内外の多くの人々の記憶にとどまり、あわら市を特徴づける建造物、または特徴づけていく可能性のある建造物
- ⑤地域の良好な景観まちづくりを先導している建造物、又は先導する可能性のある建造物
- ⑥市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる建造物

3.景観重要樹木の指定の方針

景観基本計画の景観軸、景観拠点の中で、良好な景観を形成している、または形成することが望ましい景観形成上重要な樹木については、景観法の手続きを経て、所有者に景観重要樹木^{※5}への指定を積極的に働きかけ、以下の方針により景観重要樹木に指定します。

また、景観軸、景観拠点以外で景観計画区域にあるものについては、住民などから良好な景観を形成している又は形成することが望ましい景観形成上重要な樹木であるとの指定提案を受け、上記と同様に景観法の手続きを経て、所有者に「景観重要樹木」への指定を積極的に働きかけ、以下の方針により景観重要樹木に指定します。

- ①歴史的又は文化的に価値が高いと認められている樹木
- ②市内外の多くの人々の記憶にとどまり、あわら市を特徴づける樹木、または特徴づけていく可能性のある樹木
- ③地域の良好な景観まちづくりを先導している樹木、又は先導する可能性のある樹木
- ④市民に親しまれ、愛され、誇りとなっていると認められる樹木

第5章 屋外広告物の表示などに関わる景観形成方針

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであり、看板、立看板、はり紙、はり札、広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出または表示されたもの、およびこれらに類するものをいいます。

それだけに、街並み景観に与える影響が大きく、乱立すると街の品格を大きく下げることになります。あわら市景観計画区域においては、福井県屋外広告物条例に基づいて規制・誘導を行い、屋外広告物を適切に規制・誘導します。また、重点的に規制すべき地区は、景観保全型広告物整備地区の指定などを検討します。

景観形成上、屋外広告物に対しきめ細かい規制誘導が必要な地域については、景観形成重点地区や地区計画制度を活用し、市民、事業者、行政により協働で取り組む努力基準を定めます。

1. 屋外広告物の景観整備の考え方

屋外広告物は、建築物以外に街並み景観や眺望景観に大きな影響を与えます。それだけに、景観形成上、屋外広告物を街に氾濫する阻害要素と捉えることが多くなっています。

景観や風情、落ち着きを損なう要素については、地域の特性に配慮して、表示や掲出方法について規制・誘導を行います。

2. 屋外広告物の表示などの制限

屋外広告物の表示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項を定めます。

1 行為の制限の対象となる行為

行為の種類	行為の制限の対象となる行為
屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件	<ul style="list-style-type: none">・地盤面から高さが 4m を超えるもの又は表示面積が 30 m²を超えるもの(壁面に表示する場合は、表示面積の合計が同一壁面面積の2分の1以上でかつ 30 m²を超えるもの)・ただし、次に掲げる行為を除く<ol style="list-style-type: none">(1)広告期間が 30 日を超えて継続しないもの(2)法令の規定により表示する広告物又はその掲出物件(3)公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)による選挙運動のために使用するポスター、立札など又はその掲出物件(4)非常災害その他緊急の必要がある場合に表示する広告物又はその掲出物件

2 行為の制限

屋外広告物に関する行為の制限に関する事項は、以下のとおりとします。

項目	行為の制限に関する事項
広告物全体	<ul style="list-style-type: none">• 広告物全体として、周辺の景観との調和に配慮したものとする。• 付属広告物は、建築物と一体的な意匠とする。• 必要最低限の数、大きさにとどめる。
材料	<ul style="list-style-type: none">• 広告物に用いる材料は、汚れにくく、耐久性の高い材料を使用し、良好な施設景観を維持する。
色彩	<ul style="list-style-type: none">• 広告物に用いる色彩、また照明や電飾を設置する場合には、周辺環境との調和に配慮する。

第6章 景観に配慮した公共施設などの整備の方針

1. 公共施設整備の考え方

街並み景観は、建物などの敷地が単に連続するだけでなく、道路や河川、それに架かる橋梁、公園などの公共施設によって一つに結び付けられて初めて成立します。このため、公共施設は、隣接する敷地の建物などの間に入り、それぞれのデザインを一体的に結びつけ、街並みとしての調和を誘導する重要な役割を担っています。

あわら市の景観をより良いものに高めていくため、地域の歴史や文化、土地利用の方向性に配慮しながら、沿道に接する土地所有者の敷地利用の意向や地域住民などの意思を踏まえ、沿道敷地における建築行為などを良好な景観形成に導き、公共施設の整備を行います。

2. 景観重要公共施設の指定の方針

景観形成上重要なものについては、景観法に基づく景観重要公共施設の制度を積極的に活用し、当該公共施設管理者との協議・同意に基づき整備を推進します。具体的には、当該公共施設管理者などの意見を聞きながら、地域の景観特性に応じた整備基準を個別に定めます。

公共施設における電柱や広告塔、バス停留所その他の占有物件は、良好な景観にとって重要な要素になることから、整備基準と同様に、今後、これらの占有物件の許可の基準を定めるものとします。

3. 景観重要公共施設の整備の方針

道路	<ul style="list-style-type: none">・街路樹の整備を進め、適正な維持・管理を行います。・歩行者が安心して歩くことができ、また、歩行者の回遊性を高めるため、歩道のバリアフリー化の整備を行います。・地域の歴史・風土といった特性に配慮するとともに、沿道の歴史・風土を感じさせる風景を活かすため、道路そのものが目立ちすぎないような整備を行います。・ガードレールや街灯などを設ける場合は、形態、色彩、素材を工夫し、周辺環境との調和を行います。・道路の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。
公園	<ul style="list-style-type: none">・市民が直接自然とふれあえる場所として、樹木の整備を積極的に行います。・市民がよく利用する生活・レクリエーション拠点として、地域の顔となるような景観形成を行います。・施設周辺の景観特性にも配慮し、周辺の街並み景観が向上する施設デザインの形成を行います。・公園の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。

河川	<ul style="list-style-type: none"> ・水害防止などの安全性を確保しつつ、護岸などの河川の構造物は、できるだけ自然素材又はこれを模したものを採用することにより、美しい河川景観の形成を行います。 ・河川敷などを利用して河川への親水性を高めるとともに、散策路や広場空間の確保などにより、市街地内にうるおいを感じさせる景観整備を行います。 ・河川の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。
橋梁	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の風景との調和に配慮した、色彩・形態のデザインとします。 ・河川などから見えることを意識した色彩・形態のデザインとします。 ・橋梁の美化活動など市民と行政が一体となった公共施設の管理を行います。

第7章 景観形成重点地区の指定の方針

1. 景観形成重点地区の目的

あわら市の景観形成を具体的にしていくためには、必要性が高く、熟度の高い地区から段階的、重点的に事業を進めることが重要です。このような地区を景観形成重点地区として指定し、地区ごとに整備基準を定めて助言や指導、景観形成の促進のために必要な助成を行いながら、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めることにより、あわら市における先進的な役割を果たします。

地区の指定は、行政の一方的な押し付けとならず地域住民の自主性が活かせるよう、日常的に行う市民への情報発信・広報活動を通じて地域住民の要望などを十分に把握したうえで住民との協議により行います。

さらに、景観形成重点地区に指定した地区は、地域住民の景観に対する意識が高まり、更なる景観保全を望む声が大きくなった段階で、より具体的な施策支援やルールづくり、施設整備などが必要になってきます。この段階で、景観地区への指定、協定づくりなど、地域にあった取り組みに移行するための地元協議を行います。

2. 景観形成重点地区の位置づけ

あわら市の景観形成を具体的にしていくために、イメージやシンボル性を高めた固有の景観を保全・創出することが重要となる場所として、「あわら温泉地区」と「JR 芦原温泉駅前周辺地区」を景観形成重点地区として位置づけます。

3. 景観形成重点地区の景観整備計画

景観形成重点地区の景観整備計画は、それぞれの地区にふさわしいまちづくりを進めるために、以下のような必要事項を定めます。

<景観整備計画として定める事項>

1. 良好な景観形成目標・目的や整備方針
2. その他必要な事項

<景観整備基準として定める事項>

次に示す事項のうち、必要に応じて定める。

1. 建築物の規模や配置及び意匠ならびに敷地の緑化に関する事項
2. 工作物の規模や配置及び意匠に関する事項
3. 広告物の規模や配置、数及び意匠に関する事項
4. 優れたシンボルとなるものへの眺望に関する事項
5. 土地の区画形質に関する事項
6. 木竹の態様に関する事項
7. その他良好な景観形成に関し、あわら市が必要と認める事項

■整備基準として定める事項の参考事例

1.建築物の規模や配置及び意匠ならびに敷地の緑化に関する事項

- ・建築物の規模・構造
- ・有効空地の確保・壁面後退
- ・建物用途・利用形態
- ・建築物の高さ・階数
- ・建物の形態・ファサード
- ・色彩・素材

4.優れたシンボルとなるものへの眺望に関する事項

- ・建築物・工作物・広告物の規模・構造
- ・建築物・工作物・広告物の配置
- ・建築物・工作物・広告物の高さ・階数
- ・建築物・工作物・広告物の形態
- ・色彩・素材

2.工作物の規模や配置及び意匠に関する事項

- ・工作物の規模・構造
- ・工作物の配置・有効空地の確保
- ・工作物の利用形態
- ・工作物の高さ
- ・工作物の形態
- ・色彩・素材
- ・緑化率

5.土地の区画形質に関する事項

- ・敷地の規模・形態
- ・敷地の高さ

6.木竹の態様に関する事項

- ・木竹の配置
- ・木竹の種類

3.広告物の規模や配置、数及び意匠に関する事項

- ・広告物の規模・構造
- ・広告物の配置
- ・広告物の利用形態
- ・広告物の高さ
- ・広告物の形態
- ・色彩・素材

7.その他良好な景観形成に関し、あわら市が必要と認めるも事項

第8章 JR芦原温泉駅周辺地区 景観形成整備計画

1. 景観形成重点地区の区域

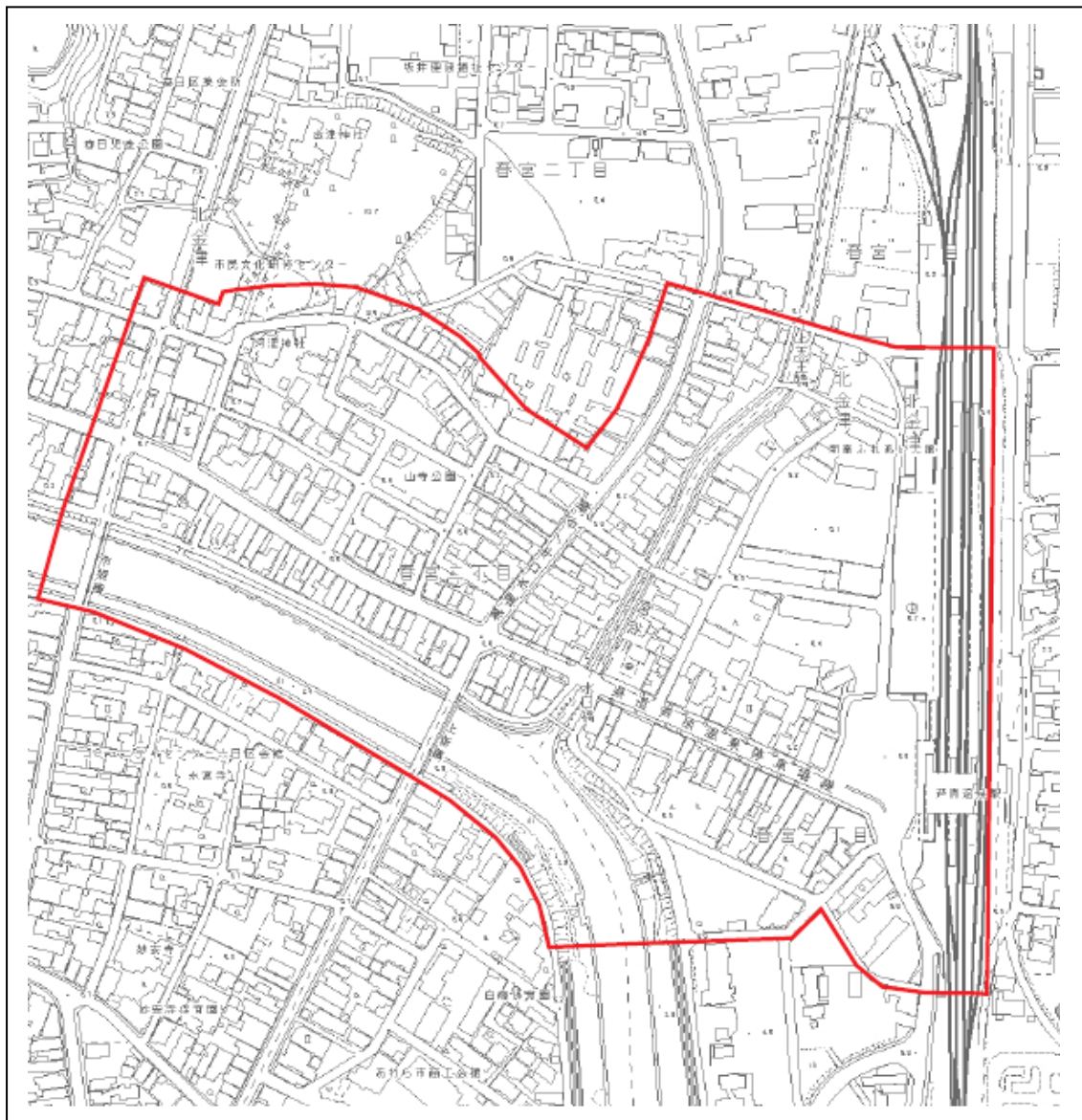
● JR 芦原温泉駅周辺地区の概要と範囲

あわらし市景観条例に基づく「景観形成重点地区」として、魅力あるまちづくりを進めるために「JR 芦原温泉駅周辺地区」を「あわらし市景観形成重点地区」として指定します。

本地区は、金津市街地に位置し、JR 芦原温泉駅から県道芦原温泉停車場線・県道芦原丸岡線沿線の帯状の地区です。宿場町としての歴史や竹田川、宮谷川など水と緑が暮らしに駆け込む市街地景観となっています。

竹田川と一体となった水と緑の景観づくり、本陣飾りや宿場町の歴史を活かした街並み修景など、住民主体の景観まちづくりにも取り組んでおり、重点的・継続的な駅前景観形成や生活に根ざした自然と歴史に駆け込む景観整備を進めるため、「あわらし市景観条例」に基づく「景観形成重点地区」として、「JR 芦原温泉駅周辺地区」を指定します。

JR芦原温泉駅周辺地区の範囲



2.景観形成の目標と方針

●景観形成の目標と方針

JR 芦原温泉駅周辺地区は、福井県の北の玄関口にふさわしい景観として、緑豊かな景観を形成し、竹田川や金津市街地の歴史資源等へと回遊する景観まちづくりを進めます。

本地区は、宿場町や本陣飾りなど金津の歴史文化資源をモチーフに、歩道拡幅に伴う、街路樹・街灯・無電柱化の一体的な整備により歩行者にやさしい景観整備を進めます。

また、昔ながらの趣きを感じさせる建築物の色彩や形態意匠のルールづくりにより、生活者と来訪者にうるおいをもたらす景観形成を進めます。

JR 芦原温泉駅前の金津本陣にぎわい広場を拠点として、金津市街地の各地区との水と緑の軸や歴史資源を結び、人々が集まり、にぎわう景観まちづくりを展開します。

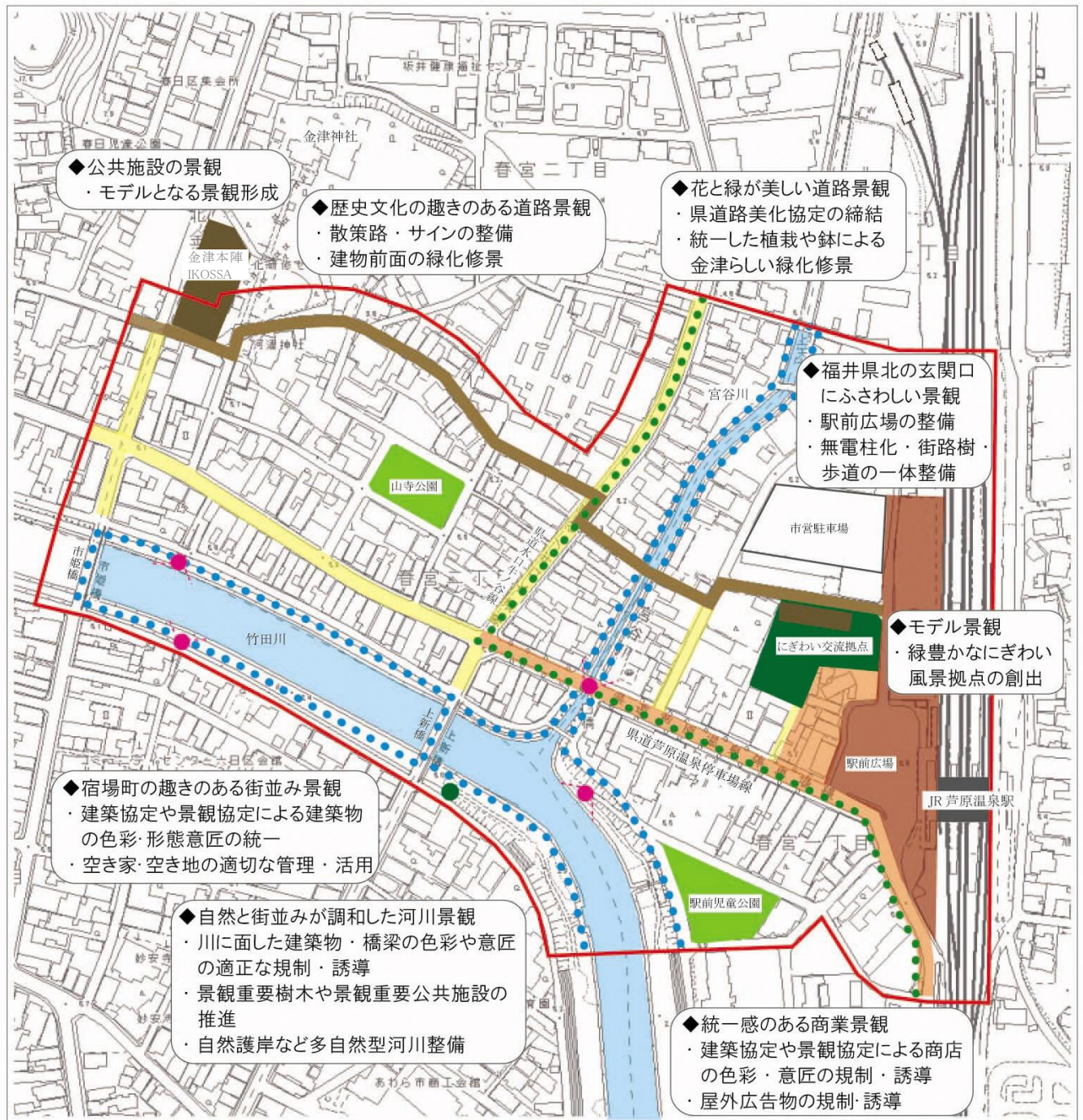
●景観まちづくりの目標

水と緑と歴史がつながる風景づくり

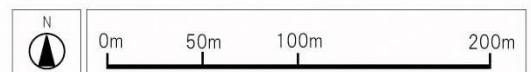
●景観形成の方針

福井県の北の玄関口	JR 芦原温泉駅周辺においては、緑豊かな景観をめざし、商店の建築物や看板については、形態意匠・色彩や緑化に配慮した福井県の玄関口にふさわしい景観を形成します。
緑豊かなにぎわい 風景拠点の創出	かつて金津のまちの中に点在した緑地をモチーフにした緑豊かな空間を JR 芦原温泉駅前の金津本陣にぎわい広場に再現し、まちの回遊性を生み出す拠点としてモデルとなる景観を形成します。
水と緑と歴史による 回遊性の創出	JR 芦原温泉駅前や竹田川・宮谷川、寺院や神社などの歴史資源や眺望ポイントを辿る回遊軸を設定し、建築物の色彩や意匠の統一化、案内板・サインなど宿場町らしいデザインの創出、金津らしい夜の景観の演出などを図り、水と緑と歴史資源を回遊できる景観を形成します。
宿場町の趣きのある 街並み形成	宿場町として歴史と暮らしが融合した趣きのある街並みを創出するため、木材や瓦を活かした金津らしい建築物の色彩や意匠の規制や緑と調和した景観を形成します。

JR芦原温泉駅周辺地区における景観形成の方針図



- 景観形成重点地区
- 統一感のある商業景観
- 歴史文化の趣きのある道路景観
- 宿場町の趣きのある街並み景観
- 花と緑が美しい道路景観
- 水と緑と歴史の回遊軸
- 保全すべき眺望



3.景観形成の基準

(1)届出の対象となる行為

対象	届出の対象となる行為
建築物	<ul style="list-style-type: none"> ■新築若しくは移転する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ8mを超える建築物または延べ面積 100 m²を超える建築物 ■増築若しくは改築する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・行為に係る延べ面積が 10 m²を超えるもの ■外観を変更する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・行為に係る面積が 10 m²を超える外観の変更
工作物	<ul style="list-style-type: none"> ■新設若しくは移転する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・高さ 10mを超える工作物または築造面積 500 m²を超える工作物 ■増築若しくは改築する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・上記規模を超える工作物で、行為に係る築造面積が 10 m²を超えるもの ■外観を変更する行為 <ul style="list-style-type: none"> ・上記規模を超える工作物で、行為に係る面積が 10 m²を超える外観の変更
開発行為	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積 1,000 m²を超えるもの ・または行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10mを超えるもの
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積 1,000 m²を超えるものまたは行為に伴い生ずる擁壁若しくはのり面の高さが 2mかつ長さ 10mを超えるもの
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・行為地の面積 1,000 m²を超えるものまたは物件の堆積の高さが 2mを超えるもの

(2)届出書に添付する図書の一覧

行為の種類	種類	内容
建築物の建築 工作物の建設	位置図	当該敷地の位置及び当該敷地の周辺の状況を表示する図面で、縮尺2,500分の1以上のもの
	写真	当該敷地及び当該敷地の周辺の状況を示す写真
	配置図	当該敷地内における建築物、工作物又は屋外広告物の位置及び規模を表示する図面で縮尺100分の1以上のもの
	立面図	当該建築物、工作物又は屋外広告物の彩色が施された2面以上の立面図で縮尺50分の1以上のもの
開発行為、土地 の形質の変更、 物件の堆積	位置図	当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
	写真	当該行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
	配置図	当該行為を行う土地の区域内における土地の形質の変更の位置及び規模を表示する図面で縮尺100分の1以上

(3) 景観形成基準

① 建築物及び工作物の規模や配置、意匠および敷地の緑化に関する事項

項目	景観形成基準
共通事項	<ul style="list-style-type: none"> ・竹田川や宿場町の街並みが残る地域の特性を尊重し、良好な周辺景観に与える違和感や雑然さを軽減するよう努め、地域全体として調和のとれたものとなるよう配慮する。 ・福井県の北の玄関口にふさわしい洗練された外観に努め、駅から続く統一的な景観形成となるように配慮する。 ・花と緑の美しいまちづくりを進め、民有地緑化と公共空間、オープンスペースの緑化や一体性・連続性のある花と緑の景観形成に配慮する。
配置・規模・高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観を阻害したり、突出した印象を与えたりしないよう、建築物及び工作物の規模及び位置に配慮する。 ・駅前や商店街に位置する建築物の壁面の位置は、できる限り隣接する建築物に揃える等、統一感のある街並みの形成に配慮する。 ・宿場町の街路景観が整っている地域においては、周辺と連続性のある配置となるよう配慮する。 ・植栽が可能な空地进行をできるだけ設け、ゆとりとうるおいのある空間を確保する。
形態・意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・良好な周辺景観との調和に配慮した形態、意匠とするとともに、全体としてバランスのとれた形態、意匠とする。 ・北陸街道の宿場町、本陣などの歴史的な面影や神社・寺院の風情がある景観拠点として、瓦・木板・格子など、和の要素を取り入れた外観に努める。 ・駅前や商店街に位置する建築物は、あわら市の顔としての役割を担う本地区の特性を踏まえた質の高い形態・意匠となるよう配慮する。 ・ビルの外観は、落ち着いた色彩・意匠を基調とし、木板や格子を使ったデザインや鋼製格子などの建材を用いるなど、和風モダンの要素を取り入れた外観に努める。 ・店舗の外観は、落ち着いた色彩・意匠を基調とし、来訪者が入りやすい明るさと温かみのある外観に努める。 ・住宅の屋根は、建築物の壁面等に用いる色と調和した明るさや鮮やかさを抑えた色を基本とする。地域特性を活かした瓦屋根を用いるなど、落ち着きと温かみのある外観に努める。 ・住宅の壁面は、木板・木格子などの木質・自然素材や黒・濃茶等の木製建具、アルミサッシを用いるなどし、落ち着きと温かみのある和のデザインに努める。 ・ショーウィンドウは、外観の一部として、すっきりと品の良い表示・ディスプレイに努める。 ・建築物の室外に設置された建築設備(空調室外機等)は、道路等の公共空間から容易に望見できない位置に設置するか、もしくは当該施設が直接露出しないような修景措置を講じる。 ・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用を図る。 ・塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺景観との調和に配慮した形態及び意匠とするとともに全体的にバランスのとれた形態及び意匠とする。

<p>色彩・素材</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・色彩は、黒・グレー・濃茶・茶・ベージュ・白を基本とし、まちなみと調和させる。 ・以下の色彩に関する景観形成基準に適合するとともに、周辺の景観との調和に配慮し、YR(橙系) 明度2以上、彩度4以下の落ち着いた色調を基調とする。 ・色彩基準は、YR(橙系)、Y(黄色系)の色相は明度2以上、彩度4以下、R(赤系)、G(緑系)、B(青系)、P(紫系)の色相は明度2以上、彩度2以下とする。 ・素材は、木調・自然風の素材を活かし、温かみのある色彩となるように努める。 ・駅前や商店街等は、建築物全体に占める割合やベースカラーとの調和を考慮した上で、効果的にサブカラーやアクセントカラーを用いて彩りを加える等、賑わいのある雰囲気演出に努める。 ・住宅地は、出来る限り自然素材を使用し、地域の景観特性を特徴づけている伝統的素材(木、土、漆喰等)の活用に配慮する。
<p>植栽・緑化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場は適切な位置に設け、道路に面する部分等オープンスペースは、可能な限り緑化に努める。 ・道路に面する部分に植栽コンテナを置く場合は、コンテナデザインの選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ・緑化にあたっては郷土種を取り入れるなど、自然な感じで季節感が出るよう樹種の選定に配慮し、生垣や低木・中高木を組み合わせ、良好な周辺景観との調和を図る。

②開発行為・土地の形質の変更、物件の堆積に関する事項

項目	景観形成基準
<p>開発行為</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。 ・のり面は、出来る限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ・擁壁は、良好な周辺景観と調和した形態、素材とし、前面を緑化するなど配慮する。 ・行為地内に歴史的な遺構や良好な樹木等がある場合は、これをできる限り保全し、活用を図る。 ・塀・柵等を設ける場合は、良好な周辺環境との調和に配慮した形態、意匠とするとともに、全体的にバランスのとれた形態、意匠とする。
<p>土地の形質の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・出来る限り現況の地形を活かし、地形の改変を最小限にするなど、長大なのり面や擁壁が生じないように配慮する。 ・のり面は出来る限り緩やかな勾配とし、緑化を図る。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。 ・擁壁は、良好な周辺環境と調和した形態、素材とし、前面を緑化するなど配慮する。 ・原則として、行為地周囲の緑化を行う。緑化にあたっては、郷土種を用いるなど、樹種の選定に配慮し、周辺景観との調和を図る。
<p>物件の堆積</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模とするよう配慮する。 ・高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮する。 ・行為地周辺の緑化を行うなど、原則として、周囲の道路等からの遮蔽を行う。

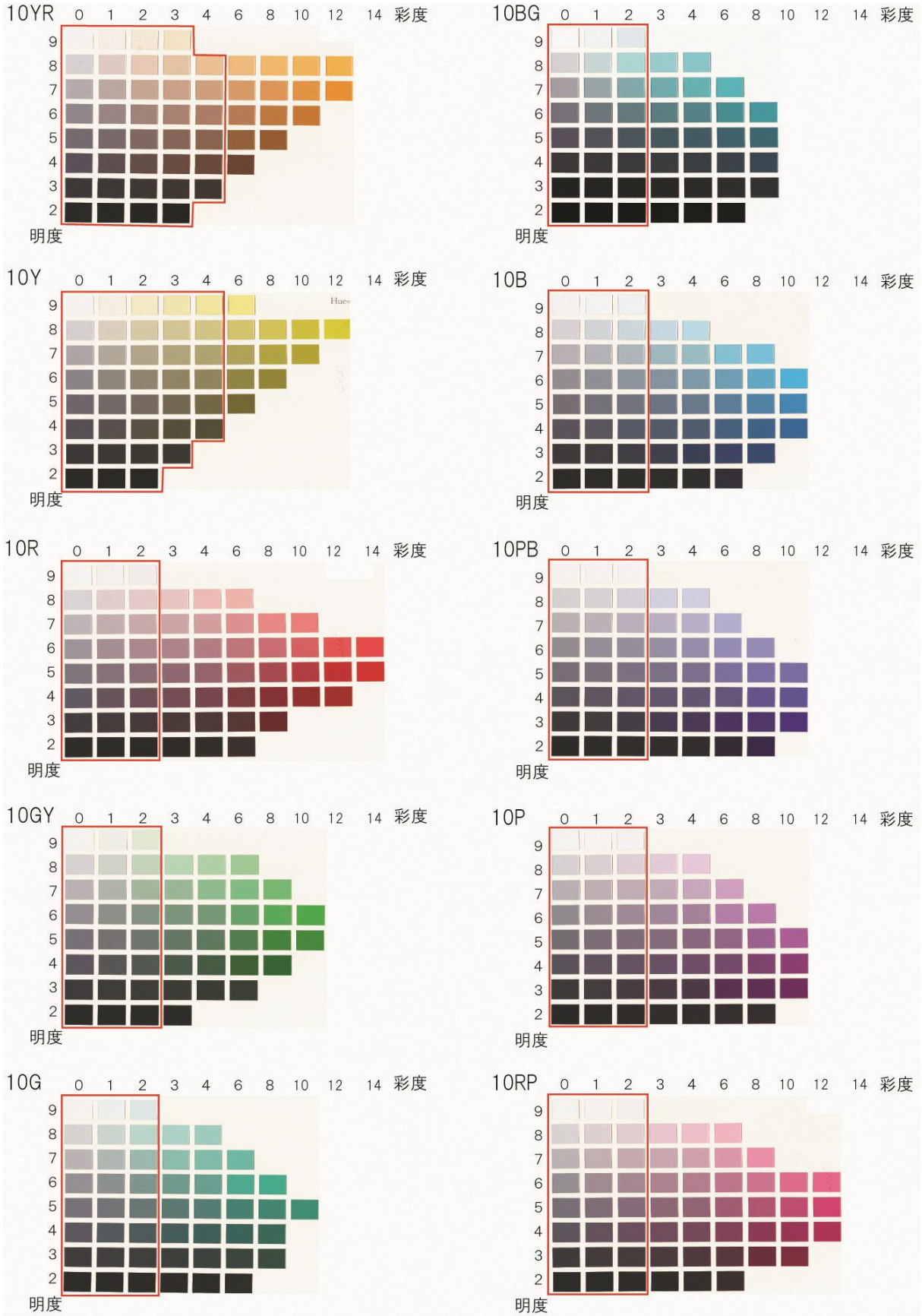
<p>附帯設備等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自動販売機を設置する場合は、周辺環境に配慮し、景観配慮型とする。 ・建築物の室外に設置された建築設備(空調室外機等)は、道路等の公共空間から見えにくい位置に設置するか、もしくは当該設備が直接露出しないような工夫をする。
--------------	---

③ 広告物の規模や配置、数及び意匠に関する事項

項目	景観形成基準
位置・規模 形態、高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の景観に悪影響を与えないような位置、規模、形態、高さとする。 ・できる限りシンプルなものとし、建築物と一体性のあるものとする。
色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・けばけばしい色は避け、壁面の色と調和させ、表示文字マーク等洗練されたデザインの工夫に努める。 ・マンセル値による彩度4以下とするよう努める。ただし、当該表示面積の1/10未満の範囲内で使用するアクセント色についてはこの限りでない。 ・蛍光塗料や反射塗料は使用しないことが望ましい。 ・点滅又は回転する付帯ランプは使用しないよう努める。
屋上利用 広告	<ul style="list-style-type: none"> ・骨組み、支柱等は、道路の公共空間から目立たないようにする。 ・建物の屋上に設置できる広告物は一つとし、極端に大規模なものは避け、周辺の景観に悪影響を与えたり、歩行者に対して圧迫感を与えたりしないよう努める。
壁面広告	<ul style="list-style-type: none"> ・表示面積は、建築物の見付面積の1/5以下とするよう努める。
地上広告	<ul style="list-style-type: none"> ・空き地又は平面駐車場においては、2個以内とし、高さ4m以下とするよう努める。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・貼紙、ポスター等は、壁面へ直貼をしない。 ・のぼり旗や立看板は、建築物と同一敷地内の設置に限る。 ・アーケードには、所有者及び道路管理者の同意を得ずには取り付けない。

参考図)JR芦原温泉駅周辺地区における使用可能な色の範囲

JR芦原温泉駅周辺地区では、建築物や工作物、屋外広告物の新築・新設等を行う際の色彩基準を定めており、10YR 明度2以上、彩度4以下を基調色として推奨します。以下のマンセル表色系に示す各色相の赤枠内が使用できる色彩の範囲となります。

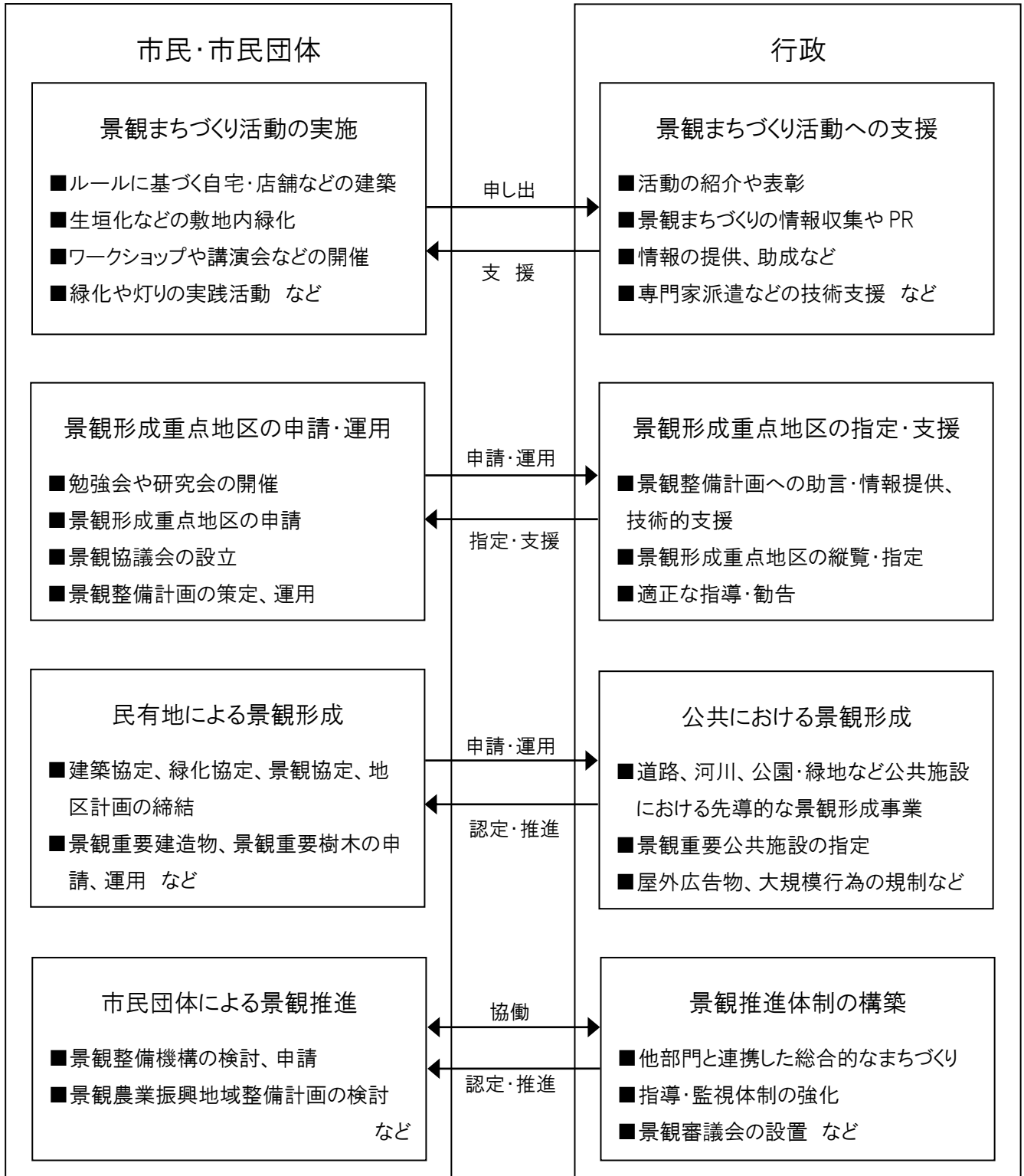


第9章 景観まちづくりの推進

景観まちづくりの推進にあたっては、市民と行政と事業者がそれぞれの分野で役割を分担し、連携と協働により景観形成を推進していきます。

ここでは、景観計画の活用や関連法制度の活用をはじめ、市民の景観に対する意識醸成や景観まちづくりの展開を示します。

■ 市民と行政の役割分担と連携・協働



1. 市民と行政の協働による景観まちづくり

1 市民と行政による景観まちづくりの展開

市民による景観形成の取り組みは、自分たちの暮らす地域を積極的によくしていこうという発意から始まり、まちづくりの勉強会や組織づくり、将来の検討など様々な段階があります。こういった市民の主体的なまちづくり活動を促進するには、それぞれの活動に対する行政との協働が不可欠になります。

以下に、戦略的な景観形成に向けたまちづくり支援の展開イメージを示します。

①ワークショップ・講演会の開催

景観形成に取り組む地域でのワークショップ・講演会等を開催し、地区の現状と課題を知り、景観形成に向けた取り組みのきっかけづくりを行います。

②景観まちづくりの勉強会・研究会の開催

景観形成の気運を高めるとともに、地域に関する学習の機会をつくり、景観形成組織の設立につながるよう、勉強会や研究会など行政と専門家が支援しながら、話し合いの場づくりを行います。

③景観協議会の設立・運営支援

景観形成活動の中心となる組織を設立にあたっては、まず地域の有志が集まり、自主的または行政の支援により、地域住民への広報・集まりなどを通して、地域で景観形成に取り組むことについて合意し、団体を設立します。

行政は、地域住民に団体の存在を知ってもらい、多くの人に賛同が得られるよう支援するとともに、景観協議会や景観整備機構に指定し、情報提供、活動助成、専門家派遣などの支援を行います。

④景観整備計画などの策定支援

景観協議会は、地域の将来像を明確にし、地域の目標となる計画を策定し、その計画に沿って景観形成を進めます。行政は、計画を策定するための参考となる指針や事例を示し、相談に応じるとともに、専門家の派遣や情報提供に努めます。

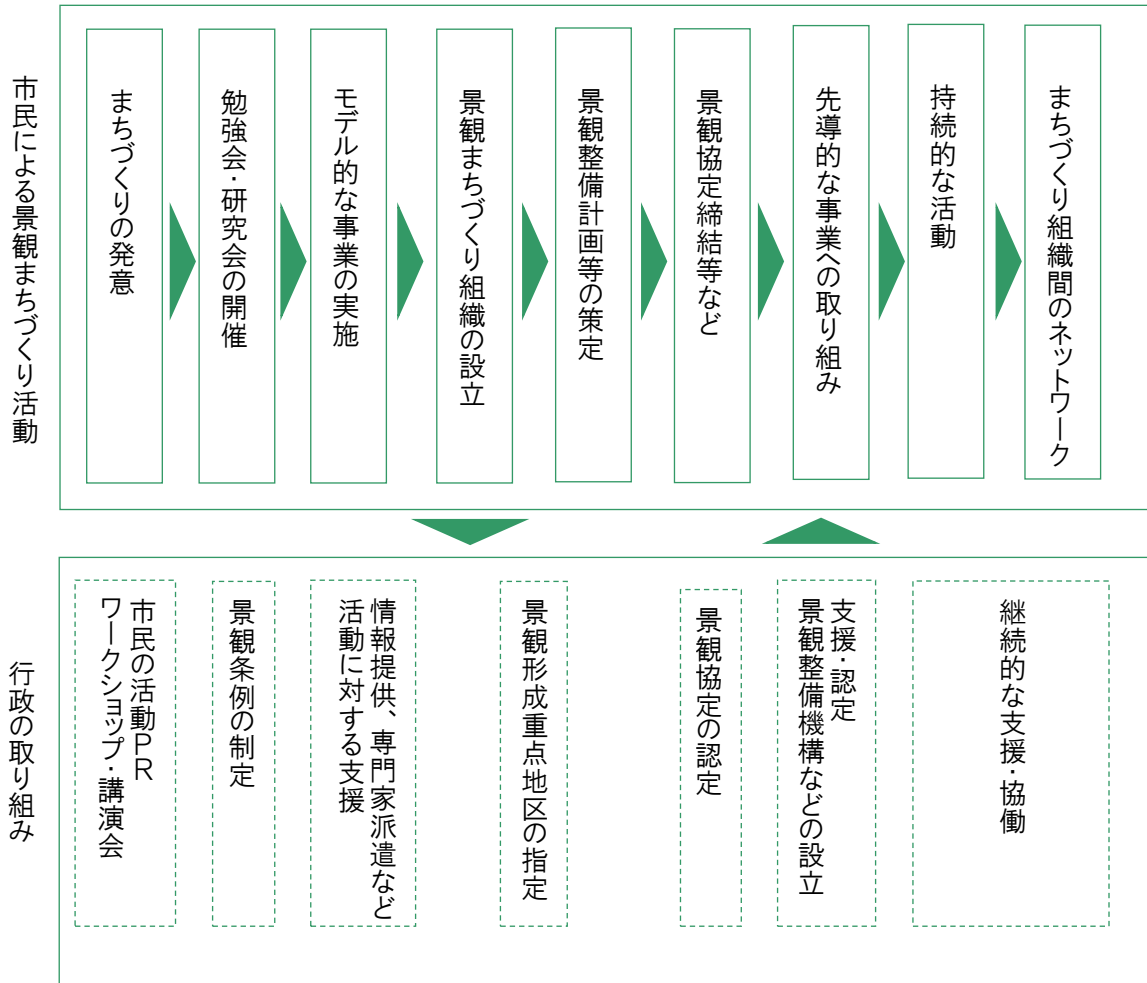
⑤景観協定締結等への支援

市民が自主的な景観形成に向けた景観協定づくりを支援します。市民・事業者・行政は景観協定や基準に沿って取り組みを進めます。

⑥まちづくり活動への継続的な支援

景観形成組織を中心とする地域のまちづくり活動が持続的に行われ、発展するように、景観整備計画などの数年ごとの見直しや事業の実施・管理等を行うとともに、行政と専門家による支援体制を確立します。

■ 市民と行政による景観まちづくりの展開



2 先導的な景観行政の推進

景観まちづくりを総合的に推進するために、景観基本計画を踏まえ、市民や専門家の意見や経験を生かしながら、市としての体制を充実します。

①景観形成に関する総合的な窓口や体制の整備

景観行政を担当する部署を設置し、関係部局との調整や連携を強化するとともに、市民対応の窓口としての機能を整備します。

景観形成基準などに基づく届出行為の適切な助言・指導や景観形成重点地区の確実な推進など、景観形成に関する施策をソフト・ハードの両面から総合的に推進していくための体制を整備します。

②行政職員の意識の向上

景観まちづくりの推進にあたっては、建築物や屋外広告物等に加え、道路や公園、河川などの公共空間、史跡や寺社などの歴史資源、農業や商工業、観光など様々な分野にまたがります。

行政職員は、市民主体による景観まちづくりを先導する立場になることから、講習会や研修会などを通じて、景観形成に関する意識の向上や知識・技術の習得に努めます。

また、各地域における景観まちづくり活動などに積極的に参加し、情報提供や活動支援に努めます。

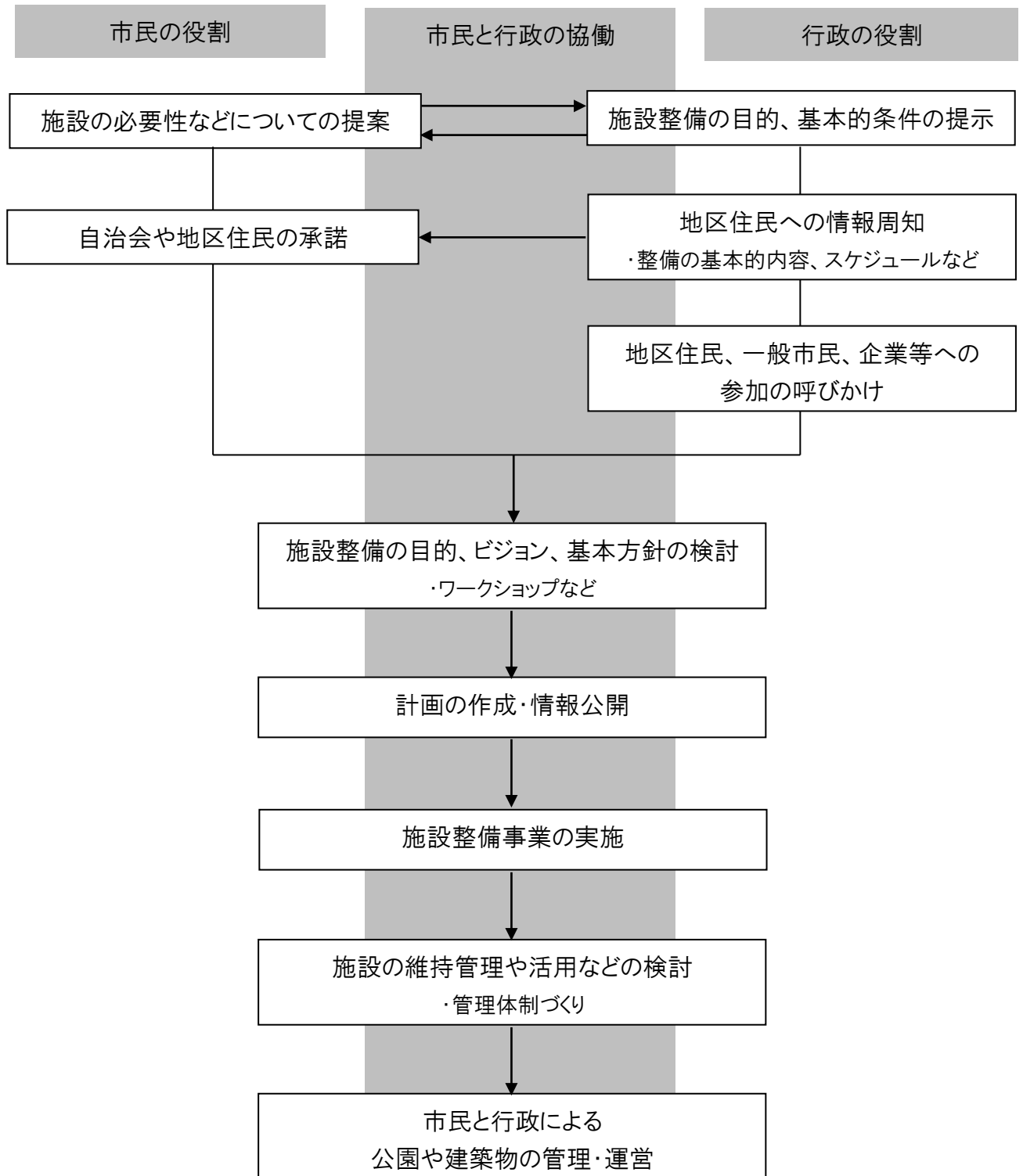
③助言・審査機関の設置

景観まちづくりを推進するためには、市民や専門家などによる第三者機関を創設する必要があります。景観計画の適正な運用や景観法に基づく各種制度の指定の判断など、景観まちづくりの推進に関する市民・事業者・行政・専門家によって構成される景観審議会を設置します。

3 公共施設づくりへの市民参加システム

公共施設の計画や事業化にあたっては、地区の住民や市民全般の参加を求め、計画段階から事業、維持管理、運営に至る一連の流れを市民参加で行うシステムを確立し、洗練された美しい景観形成と持続的な維持管理の仕組みを構築します。

■市民参加型による公共施設の計画・整備・維持管理の流れ



2. 景観形成重点地区の指定と協働の景観づくり

景観形成重点地区は、住民が主体となって景観まちづくりに取り組む発意があり、行政が景観まちづくりを必要と考える地区について指定します。以下に指定の流れと進め方について示します。

1 景観形成重点地区の指定までの流れ

```
graph TD; A((説明会勉強会)) --> B((素案の作成)); B --> C((原案の作成));
```

説明会勉強会

景観形成重点地区の指定に当たっては、この指定地域の住民や土地・建物などの所有者と行政が一緒になって、まちにふさわしいルールを考え、個性ある街並みを創造していく必要があります。

具体的には、指定地区にはどのような景観があるのか、景観形成重点地区の指定によりどのように街並みが変わっていくのか、景観形成基準をどのように決めていけばいいのかなど、景観に関するさまざまなことを知ることが重要です。

第一段階としては、説明会や勉強会を行い、景観形成のあり方、進め方について学びます。

素案の作成

景観形成について説明会や勉強会を踏まえ景観整備計画や景観整備基準(案)を作成します。

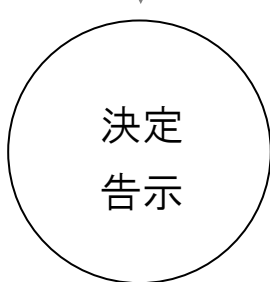
この案は、行政の一方的なものではなく、市民と行政とが十分に理解し、納得した上で定める必要があります。

こうして作成した素案を地区内の住民や利害関係者を対象に、景観条例に基づいて縦覧を行います。

原案の作成

景観整備計画・景観整備基準の地区内の住民や利害関係者を対象とした縦覧が終わると、縦覧時の意見を参考にしながら、素案の修正を行います。この修正作業についても素案の作成の時と同じように、住民との意思疎通が重要です。このため、修正案についても説明会やアンケートなどを行います。

この結果できたものが原案となります。



景観形成重点地区の住民と行政で作成した景観整備計画は、一般市民に広く意見を伺います。これは現在、地区内の住民に関わらず、将来的に地区内への転居や店舗の移転などもあることから、この基準に基づいて、建築物などの設計や工事に携わる方からも意見を聞くという趣旨で行います。

景観形成重点地区(案)について、地区の名称、位置及び区域ならびに計画案の縦覧場所をあわら市告示場に公告します。縦覧期間中は、その内容について意見書を出すことができます。

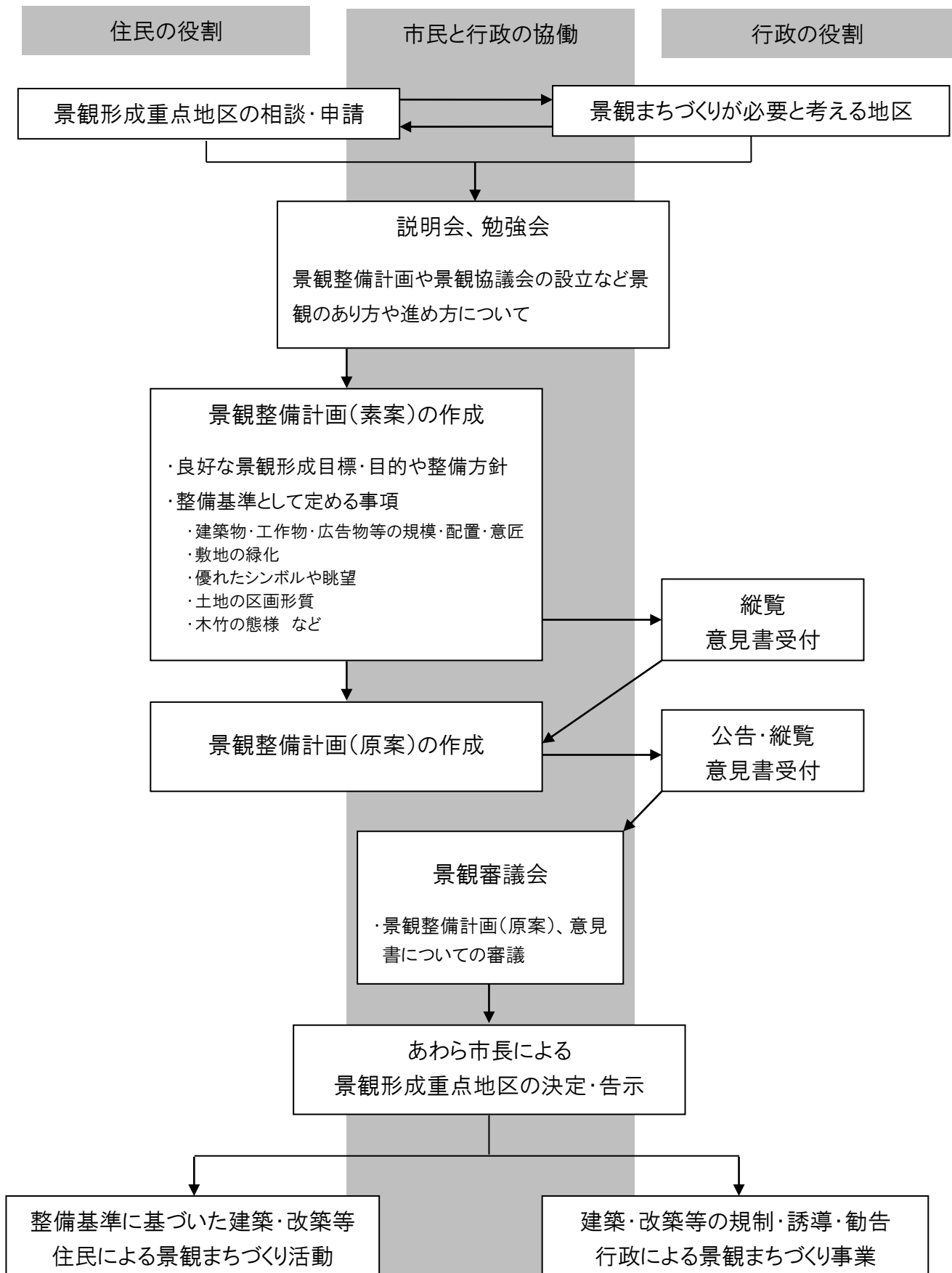
市民の縦覧が終わると、あわら市景観審議会で審議します。このあわら市景観審議会は、景観に関する学識経験者や市民の代表などで構成されており、景観形成に関する調査・審議することになります。

景観形成重点地区の整備計画の内容と縦覧時に出た意見書の内容から審議し、最終の景観形成重点地区整備計画について答申します。その結果を受け、あわら市長が景観形成重点整備計画を指定します。

決定した景観形成重点整備計画については、計画を定めたことを告示します。これで、はじめて景観形成重点地区整備計画が決定し効力が発生します。

この後は、重点地区内において景観整備計画に定めた行為を行う場合は、事前に届出をする必要があります。

2 景観形成重点地区における協働の景観づくり



3.JR 芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくりの経緯

■市民活動 —市民活動・住民活動の始動—

JR 芦原温泉駅周辺地区における景観まちづくりは、平成 19 年度の国土交通省社会資本整備事業の住民参加型まちづくりから始動しました。県道道路美化協定による支援を受けて、新富区・天王区での花と緑の景観づくりの住民活動も始まり、平成 20 年度に市民プランによる「まち・景観デザインプラン」を作成しました。

■市民と行政の協働による計画策定 —景観行政の始動—

あわら市では、平成 22～24 年度にかけて、景観まちづくり基本計画・景観計画・景観条例を市民と協働で策定し、景観行政団体となって、景観法に基づく景観行政が始動しました。

景観計画・景観条例において「JR 芦原温泉駅周辺地区」が「景観形成重点地区」の選定を踏まえ、平成 25 年度に新富区・天王区・水口区で景観まちづくり勉強会を実施し、平成 26 年度に景観重点形成計画、景観ガイドラインを作成し、「JR 芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくり協議会」を設立し、市の認定を受けました。

■住民による組織設立 —景観まちづくり協議会の設立—

平成 20～24 年度にかけて、市民と行政の協働事業として、街区公園(新・新用・住吉)や金津本陣にぎわい広場の整備や市民による維持管理に取り組みました。

■景観まちづくり協議会と行政による連携事業—街路整備、サイン整備、無電柱化事業—

景観まちづくり協議会設立後は、平成 27 年度の県賑わい創出事業における金津神社前の石畳舗装、平成 28 年度の地区内の案内サイン整備、平成 29～30 年度の県道芦原温泉停車場線の無電柱化の街路灯・街路樹の検討・選定、平成 28～30 年度の福井元気国体・大会の花と緑活動において、景観まちづくり協議会や各地区とともに、連携事業を企画・実施しました。

	年度	市民・住民が主体となった活動	あわら市の景観行政
市民活動	平成 19 年度	◆景観まちづくり活動始動(新富・天王) 講演会&ワークショップ、まち歩き	◆国土交通省社会資本整備事業 ◆県道道路美化協定等による支援 (H19~H30) ◆街区公園(新・新用・住吉)WS・整備
	平成 20 年度	◆新富区花植え、天王区コンテナ制作 ◆先進地視察(守山市、近江八幡市) イルミネーション、昔噺会	
	平成 21 年度	◆まち・景観デザインプラン(市民プラン) ◆街区公園ワークショップ	
協働計画	平成 22 年度	◆景観基本計画ワークショップ ◆景観計画 策定委員会への参画	◆あわら市景観基本計画(全市) ◆あわら市景観計画(全市) ◆あわら市景観条例(全市) ◆金津本陣にぎわい広場の整備
	平成 23 年度	◆風景写真コンテスト	
	平成 24 年度	◆金津本陣にぎわい広場ワークショップ	
住民による組織設立	平成 25 年度	◆景観まちづくり勉強会(新富・天王)	◆金津本陣にぎわい広場 季節の花と緑の講座 ◆県賑わい創出事業「金津神社前石畳整備」 ◆県賑わい創出事業「案内サイン整備」
	平成 26 年度	◆JR 芦原温泉駅周辺地区「景観形成重点整備計画・景観ガイドライン作成」 ◆JR 芦原温泉駅周辺地区「景観まちづくり協議会設立」	
	平成 27 年度	◆景観まちづくり協議会による検討 (金津神社前石畳整備、案内サイン整備)	
	平成 28 年度		
連携事業	平成 29 年度	◆「花と緑の講座・コンテナ制作」 (新富区、天王区、水口区) ◆「花と緑の共同作業・コンテナ制作」 (JR 芦原温泉駅前)	◆福井元気国体・大会 花と緑の活動支援「小さな森と花」 ◆県道芦原温泉停車場線 無電柱化事業
	平成 30 年度	◆県道芦原温泉停車場線 街路灯と街路樹の検討、選定(新富区、景観まちづくり協議会)	
景観事業	令和元年度	◆景観まちづくり勉強会(新富・天王・水口) ◆事業計画の作成(5カ年度計画)	◆外観の景観整備支援の検討

1. 市民活動(H19~H21)



講演会 & ワークショップ(H19)



まち歩き & マップづくり(H19)



先進地視察(守山市、近江八幡市) (H20)



県道道路美化協定(県道水口牛ノ谷線) 天王区の花と緑の春まつり「コンテナ制作」(H19~H30)



県道道路美化協定(県道芦原温泉停車場線) 新富区の花と緑の活動(H19~H30)

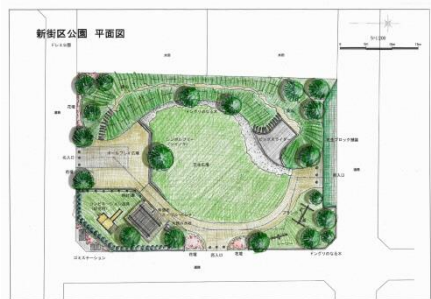


まち・景観デザインプランの作成(市民プラン) (H20)

2. 市民と行政による協働計画(H20～H24)



街区公園(新・新用・住吉) ワークショップ (H20)



街区公園(新・新用・住吉) お誕生会 (H21)



金津本陣にぎわい広場 ワークショップ (H24)

季節のガーデニング講座 チラシ (H25～27)



金津本陣にぎわい広場 季節のガーデニング講座 (H25～27)



景観基本計画 策定ワークショップ (H22)

3. 住民による組織設立(H25～H26)



景観まちづくり勉強会 (H25)



景観まちづくり協議会準備会(H26)



景観まちづくり協議会設立総会(H26)



JR芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくりガイドライン(案)

— 水と緑と歴史がつながる風景づくりをめざして —

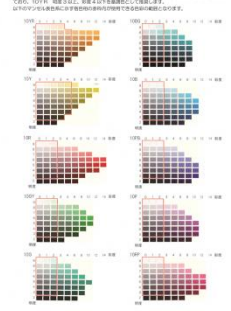


平成 26 年 11 月 9 日

JR芦原温泉駅周辺地区 景観まちづくり協議会

議案第4号

参考)JR芦原温泉駅周辺地区における使用可能な色の範囲



景観重点形成整備計画・景観まちづくりガイドライン(H26)

4. 行政と景観まちづくり協議会との協働事業(H27～H30)



金津神社前 石畳舗装(H27)



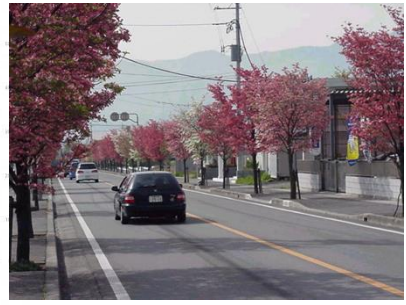
サイン整備(H28)



景観形成重点エリアの設定(H28)



県道芦原温泉停車場線 無電柱化事業(H29) 街路灯と街路樹の検討・選定(H29～30)

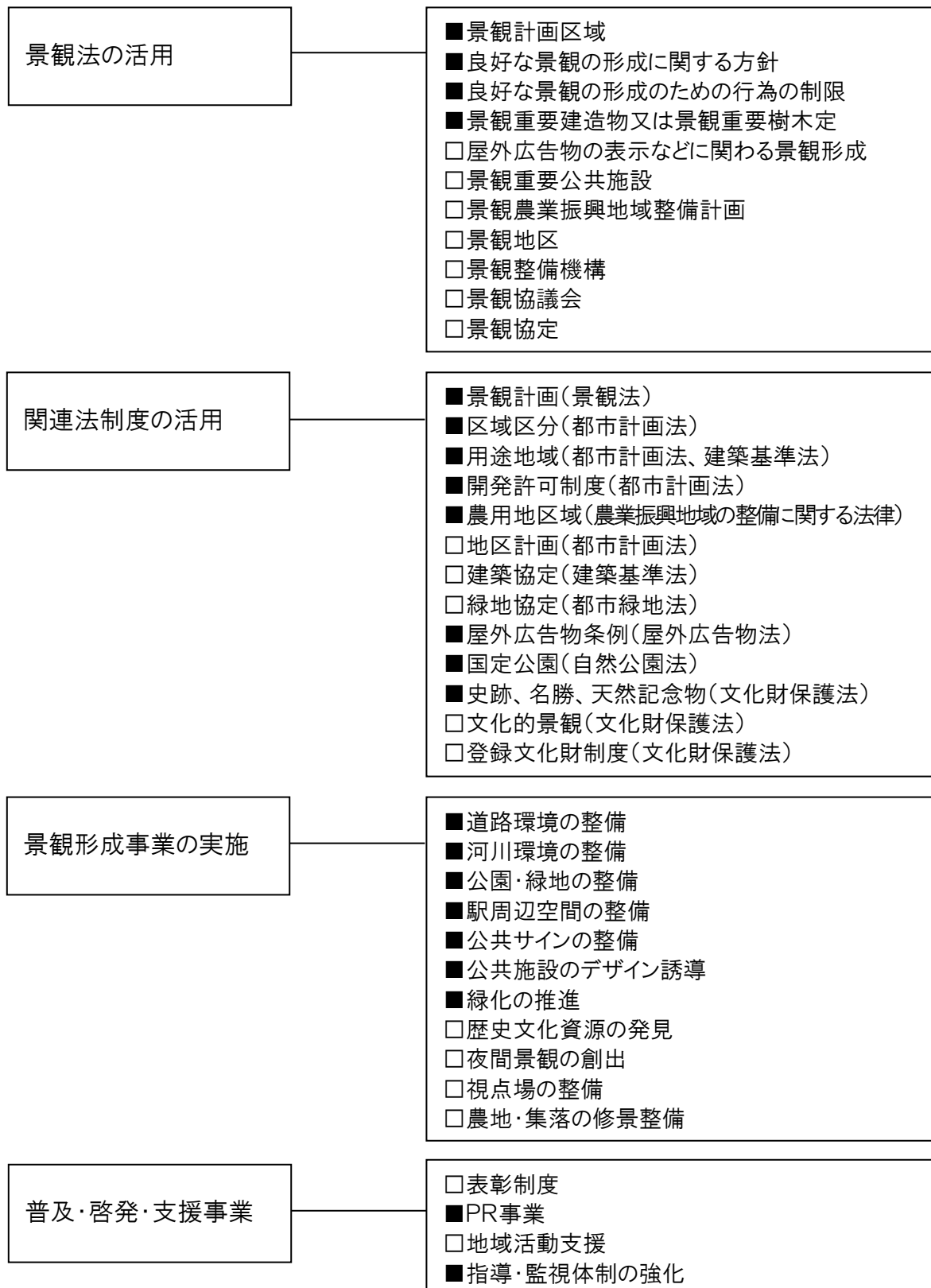


福井元気国体・大会 ここからはじまる小さな花と森(H29～30) 新富区・天王区・水口区 統一した景観コンテナ制作

4.推進方策

あわら市は、総合的な景観形成を推進するため、景観法の活用のみならず、関連法制度、景観形成事業、普及・啓発・支援事業など、適切な規制誘導や事業推進、市民が主体となった活動への支援を行います。以下に施策の体系を示します。(■は必須、□は任意)

■ 景観に関する施策の体系



1 景観法の活用

景観法は、平成 16 年に施行された景観に関する我が国初の総合的な法律で、良好な景観の形成について必要な事項を定め、市、市民及び事業者が協働で推進することを明確化しています。あわら市は、景観法の活用による景観行政を推進するため、景観法に基づく諸制度を積極的に活用していきます。

①景観計画に定める項目

(■は必須、□は任意)

項目	基本的な考え方
■景観計画区域	<ul style="list-style-type: none"> あわら市全市を景観計画区域として指定します。 景観形成重点地区に位置づけた地区についても、地域住民の合意形成を図りながら、順次、区域指定を行います。
■良好な景観の形成に関する方針	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域については、本計画に定める基本理念や基本目標、基本方針に基づき設定します。 景観形成重点地区においては、景観形成方針に基づくほか、当該地域の特性を踏まえて方針を定めます。
■良好な景観の形成のための行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域においては、周辺の景観形成に影響を与える一定規模以上の建築物等を対象として行為の制限を定めます。 景観形成重点地区においては、それぞれの区域ごとに届け出対象行為及び景観形成基準を定めます。 届け出に対して適切な助言・指導を行うため、具体的な数値や色彩により基準を明確にし、市民にわかりやすく示します。
■景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針	<ul style="list-style-type: none"> 景観計画区域内の良好な景観を形成する重要な役割を果たしている建造物や樹木を保存するため、所有者の意向や管理能力の有無を踏まえた上で、必要に応じて指定します。
□屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限	<ul style="list-style-type: none"> 屋外広告物法及び福井県屋外広告物条例により規制することで、良好な都市景観の形成を図ります。 屋外広告物が良好な景観を損ねることから、地域の特性を勘案しながら、禁止区域などについて検討します。
□景観重要公共施設の整備に関する事項及び占有許可の基準	<ul style="list-style-type: none"> 景観形成重点地区に係る国道や県道、河川、公園など周辺との調和に配慮した公共施設の整備を行うため、公共施設管理者の同意のもとに指定します。
□景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> 農業振興地域において、景観農業振興地域整備計画を定め、区域内の土地の所有者に計画に従って利用するよう勧告することができます。耕作放棄地など、計画に従った利用がなされていない場合は、農業生産法人ではない景観整備機構も土地所有者に代わって耕作が可能となります。 特徴的な田園景観を形成する地域について、将来にわたり農業景観を保全するため、必要に応じて定めます。

②その他景観法に基づく制度

項目	基本的な考え方
□景観地区	<ul style="list-style-type: none"> ・より積極的に良好な景観形成を図るために市町村が決定する地区です。建築物や工作物の形態意匠など、総合的な規制を行います。 ・景観計画よりも厳格な制度であることから、市民の主体的な景観まちづくり活動が実践されており、新たに展開するまちづくりにおいて優れた景観形成が不可欠であることを勘案して指定します。
□景観整備機構	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で活動する NPO 法人や公益法人などを指定し、市民が行う景観形成活動を支援します。 ・景観重要建造物と一体となって良好な景観を形成する広場や公共施設に関する事業の実施、管理協定に基づく景観重要建造物や景観重要樹木の管理、景観農業振興地域整備計画の区域内の土地についての権利の取得や土地の管理などの業務を行います。良好な景観形成を担う主体として必要に応じて指定します。
□景観協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内の良好な景観形成を図るために必要な協議を行なう組織で、景観行政団体、景観重要公共施設の管理者、景観整備機構などにより構成します。 ・必要に応じて、関係行政機関及び観光、商工、農業等の団体、公益事業を営む者、住民など良好な景観の形成促進の活動を行なう者を加えることができます。
□景観協定	<ul style="list-style-type: none"> ・景観計画区域内における一定の区域において、土地所有者などの全員の合意のもとに、良好な景観形成に関する協定を締結することができます。 ・建築協定や緑化協定などと同様に、地域の実情を踏まえながら積極的な活用を促進します。

2 関連法制度の活用

景観法とは別に、建築物等の形態・意匠の制限や土地の利用などについて規制・誘導するための主な手法として、以下のような法や制度が整備されています。

地域の特徴や景観特性を踏まえ、これらの制度を適正に活用し、景観法の活用と合わせて、総合的な景観づくりを推進します。

		建築物									敷地			工作物	屋外広告物	自然環境・自然景観	土地		
		用途	建ぺい率	容積率	最低又は最高の高さ	建築面積の最低限度	壁面の位置	形態・意匠	色彩	歴史的建造物の保存	最低敷地面積	緑化	垣・柵等				開発行為	土地の形質の変更	木竹の伐採等
	景観計画 (景観法)				●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
土地利用	用途地域 (都市計画法、建築基準法)	●	●	●	○		○				○								
	開発許可制度 (都市計画法)	●											●				●	●	
	農用地区域 (農振法(略))	●															●	●	
街並み景観	地区計画 (都市計画法)	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●			
	建築協定 (建築基準法)	●			●		●	●	●		●	●							
	緑地協定 (都市緑地法)											●	●						
	屋外広告物条例 (屋外広告物法)														●				
自然景観	国定公園 (自然公園法)								●					●	●	●		●	●
	史跡 名勝 天然記念物 (文化財保護法)							●		●				●	●	●	●	●	●
歴史景観	文化的景観 (文化財保護法)												●	●	●	●	●	●	●
	登録文化財制度 (文化財保護法)								●										

3 景観形成事業の実施

公共により整備される空間、施設が景観に与える影響は非常に大きく、既存の公共空間、公共施設における修景事業、新たな公共事業に併せた景観形成に、今後のあわら市の景観づくりを先導する役割が求められます。あわら市の景観づくりを先導する主要な事業として、以下の事業実施を推進します。

項 目	内 容
道路環境の整備	道路空間は、まちや地域の景観軸を形成する公共空間であることから、良好な景観形成を先導するため、地域特性に配慮しながら、道路整備等に併せて舗装整備、無電柱化、街路樹の育成、統一、景観に配慮した適正な剪定などを推進します。
河川環境の整備	河川空間は、地域にうるおいを与える公共空間であることから、良好な景観を先導するため、水辺環境を活かした街並み景観の形成を目指し、河川緑地の整備、多様な生態系に配慮した親水空間の整備、橋詰め空間の整備など、河川環境の整備を促進します。
公園・緑地の整備	市街地において、うるおいとやすらぎをもたらす都市景観を形成するため、計画段階から地域住民や利用者の意見を取り入れながら、市民が愛着を持って維持・管理できる公園・緑地を整備します。
駅周辺空間の整備	都市の玄関口となる鉄道駅の周辺において、地域の自然環境や歴史文化資源を活かし、魅力ある都市景観を形成するため、緑豊かで地域性を活かした駅前空間の整備を行います。
公共サインの整備	あわら市に景観の統一性が感じられるよう、公共サインの整備を推進するとともに、民間において設置されるサインについても、適正にデザインを誘導します。
公共施設のデザイン誘導	景観に大きな影響を与える公共施設の整備に際しては、良好な景観に資するよう、設計とデザインの向上を図ります。
緑化の推進	市街地において、うるおいとやすらぎを与える充実した緑を形成するため、行政が支援を行いながら、住民、事業者の緑化活動を促進します。
歴史文化資源の発見	地域に個性ある景観形成を推進するため、地域住民が主体となって、重要な景観要素となる歴史文化資源を掘り起こし、行政との連携のもとにその周辺を整備するとともに、街並み形成に積極的に活用します。
夜間景観の創出	地域特性を踏まえた夜間の景観形成を進めるため、景観要素のライトアップや公共空間や商業地域での照明デザインの誘導により、市民や来訪者がともに安心して楽しめる夜間景観を演出します。
視点場の整備	山並みや海岸・北潟湖・河川、田園などこれらと一体的に形成される良好な眺望景観が楽しめる視点場の環境整備を推進します。
農地・集落の修景整備	美しい田園環境を形成するため、農道、農業用排水、農地の法面の修景整備を行うほか、屋外広告物の規制や景観作物の栽培を推進するなど、景観に配慮した農地の維持管理を行います。

4 普及・啓発・支援事業の実施

個々の活動やグループ活動、市民団体やNPOなどによる多様で創造的な景観まちづくり活動の推進や支援を充実します。市民団体やNPOは、各自の創意ある活動を推進するとともに、グループや団体同士の交流や情報交換など統一的で美しい景観のまちづくりにつながるネットワーク化も促進します。

項 目	内 容
表彰制度	住民や事業者の景観形成への取り組み意識を高めるため、地域の優れた景観形成に寄与する自然景観、建築物、開発、活動などを対象として表彰し、広報等により広く紹介します。
PR事業	あわら市の優れた景観を発掘し、市民意識の向上を図るため、風景写真コンテストの実施や写真展の開催、ホームページの作成、多様なメディアの活用などにより、あわら市の優れた景観をPRします。
地域活動支援	地域住民による主体的な景観形成の取組を促進するため、景観支援助成などの情報の提供、技術的な指導など積極的に支援を行います。
指導・監視体制の強化	あわら市は、市民・事業者の良好な景観形成の取組を誘導するため、職員研修や体制強化に努めるとともに、景観条例や施行規則に基づき、適切な建築行為、開発行為などの指導を行う。

5. 景観形成プログラム

景観形成の実現に向けて、総合的に計画的に景観施策を推進します。

	景観施策	短期(H24~26年度)	中期(~H28年度)	長期(~R8年度)
景観法の活用	景観計画の策定	●●		
	景観形成重点地区の指定	●	●	運用
	景観重要公共施設の指定		●	●
	景観協議会の組織		●	●
	景観整備機構の指定		●	●
	景観協定の締結		●	●
	景観農業振興地域整備計画			●
	景観地区の指定		●	●
関連法制度の活用	用途地域	●		●
	開発許可制度	●		●
	農用地区域	●		●
	地区計画		●	●
	建築協定		●	●
	緑地協定		●	●
	屋外広告物条例	●		●
	国定公園	●		●
	史跡、名勝、天然記念物	●		●
	文化的景観	●		●
	登録文化財制度	●		●
		●		●
景観整備事業の実施	道路環境の整備	●		●
	河川環境の整備	●		●
	公園・緑地の整備	●	●	
	駅周辺空間の整備		●	●
	公共サインの整備	●	●	
	公共施設のデザイン誘導	●		●
	緑化の推進	●		●
	歴史文化資源の発見	●	●	
	夜間景観の創出		●	●
	視点場の整備		●	●
	農地・集落の修景整備	●		●
普及・啓発・支援	表彰制度		●	●
	PR事業	●		●
	地域活動支援	●		●
	指導・監視体制の強化	●		●

(1) 眺望保全のための措置の立案

「第2段階：概略事業計画の立案」で抽出した保全対象展望地からの眺望に対して、風力発電施設の設置による支障をできる限り小さいものとするために必要な措置を立案する。

保全措置は大きくは次の3つの観点から立案するが、第2段階の「(3) 視認可能性のある展望地の眺望特性の把握」で把握した各展望地の眺望特性に応じて設定することが必要である。

また、措置は以下に例示するような既往の知見や事例を参考に、眺望特性に応じた適切なものを選択し、科学的かつ具体的に立案することが必要である。

保全措置の立案の観点

- ① 規 模
 - ・絶対的な規模をできる限り小さくする。
 - ・スカイラインやその他眺望構成要素に対して過大でない規模とする。
- ② 配 置
 - ・地形、植生等の地物を活かし、風力発電施設が遮蔽される位置に配置する。
 - ・風力発電施設が複数設置される場合は、視認される範囲が小さくなるように配置する、また立地等の状況に応じて雑然とした印象を与えないように整然と配置するなど検討を行う。
- ③ 色 彩
 - ・風車の背景や眺望の基調をなす色彩に調和した色彩を採用する。
 - ・機械室等の建築物が比較的近距離で視認される場合は、色彩だけでなく素材（自然素材の採用等）にも留意する。

① 規 模

ア) 風力発電施設の規模を最小化する

構造物の出現による眺望への支障を回避・低減するための措置としては、構造物の見えの大きさ、つまり垂直見込角の最小化を第一に考えることが必要である。

垂直見込角を最小化する方法としては、風力発電施設の高さを小さくする方法と、施設の設置位置を展望地から遠ざける方法の二通りが考えられる。ただし後者の方法は、詳細事業計画を立案する段階において垂直見込角を大幅に小さくできるほど風力発電施設の設置位置を変更できる可能性は低いことから、第1段階の事業地の選定において検討する必要がある。したがって、前者の方法によって垂直見込角の最小化を図る。

垂直見込角に応じた構造物の視認特性は、[技術解説12]で解説したとおりであるが、垂直見込角が2°未満であっても立地、背景、光線の状況等によっては景観的に気になる水準で視認される可能性がある。最小化を図る際の具体的な目標値は、こうした知見に基づく数値、周辺の既存人工物の垂直見込角の状況等を参考に設定すると良い。

<補足>

- ・風車の規模と基数の関係について

規模（高さ）を抑えたために生じる発電量低下は、設置基数を増やすことで補うことも考えられるが、「大規模小数設置」と「小規模多数設置」を比較検証し、より眺望への支障が少ない事業計画案を採用することが必要である。

イ) スカイラインの切断、山腹への介在を回避・最小化できる規模とする

風力発電施設によるスカイラインの切断は眺望に対して重大な支障を与えやすいことは【技術解説6】で解説したとおりであるが、眺望対象や眺望構成要素と関係性が低いスカイラインであれば切断が容認される場合がある。ただし、この場合も【技術解説14】で解説するように風力発電施設がスカイラインから突出する割合（スケール比）を最小化できるように、規模を検討することが必要である。

また、スカイラインを切断しない場合であっても、背景となる山稜の高さ（比高）に対する割合（シルエット比）が過大なものとならないような規模とすることが必要である。

② 配置

ア) スカイラインの切断、山腹への介在を回避・最小化できる配置とする

眺望の背景となるスカイラインや山腹への配慮の重要性は前項で解説したとおりであるが、「規模」だけでなく風力発電施設の「配置」（事業地内での設置位置の調整）によっても眺望への支障の程度を低減することが可能な場合がある。

具体的措置としては、設置位置の調整によるスカイラインの切断の回避、又はスケール比やシルエット比を小さくすることが考えられる。

【技術解説14】「スケール比・シルエット比」と規模・配置による風力発電施設の見え方の違い

- ここでいうスケール比とは、「構造物等の高さ／視点からの眺望の背景となる山稜の高さ」を表す概念であり、スケール比が大きい（＝構造物の高さが高い）ほど景観に与える影響は大きいものとなる。
- 送電鉄塔に関する研究例では、鉄塔の高さ／背景となる山の高さが $1/2$ を越えると景観に混乱が生じ始めるとされる*1。
- また、法面に関する事例としては、法高／背景の高さが $0.2\sim 0.3$ を越えると「切り土面が背景に対して大きい」という評価が得られはじめ、法面底辺の高さ／背景の高さ $= 0.35\sim 0.45$ を越えると不安定感が増すとされる*2。
- また、構造物がスカイラインを切断している場合では、突出量が大きいほど景観に与える影響は大きくなり、送電鉄塔の例では、シルエット比（鉄塔のスカイラインからの突出量／鉄塔の高さ）が $1/2$ 以上の場合に景観に大きな混乱が生じるとされる*3。

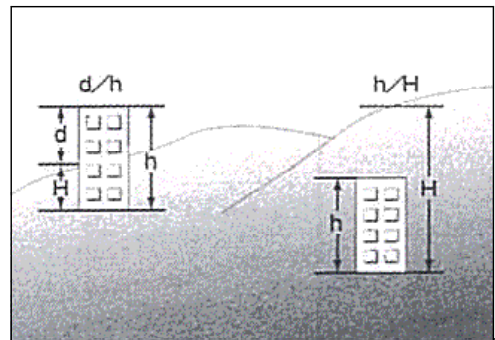


図14 スケール比(右)とシルエット比(左)の概念*3

<資料・画像出典>

*1: 「自然風景地における垂直構造物の視覚的影響」(1982 熊谷洋一, 若谷佳史 造園雑誌45(4))

*2: 「道路の切土法面の景観評価に関する研究」(1980 山田順一, 窪田洋一, 小柳武和, 中村良夫 土木学会年次学術講演会講演概要集第4部)

*3: 「自然環境アセスメント技術マニュアル」(1995 自然環境アセスメント研究会 (財) 自然環境研究センター)



■スケール比 … 風車の高さ／背景となる山の高さ $> 1/2$ になると景観に混乱が生じ始めるとされる



■シルエット比 … 風車のスカイラインからの突出量／風車の高さ $> 1/2$ になると景観に大きな混乱が生じるとされる
写真9 スカイラインに対するシルエット比とスケール比に関するシミュレーション



■設置位置を低くする



■設置位置を視点から遠ざける(遠近法を利用して小さく見せる)



■視点から見て、背景により高い山稜が来る位置に設置する

写真10 配置の工夫によるスカイライン切断の回避の考え方

注：本頁に掲載した図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

イ) 地形を活かして見えの大きさを最小化できる配置とする

設置される構造物をできる限り見えない（隠された）状態にすることも構造物の設置による眺望への支障を回避・低減するための基本的な措置のひとつである。

展望地と風力発電施設との間に起伏ある地形や既存の樹林、建築物等が存在する場合には、これらを活かして風力発電施設を遮蔽する措置を講じることで、見えの大きさを小さくすることが考えられる。



写真11 地形を活かした風力発電施設の遮蔽による効果のシミュレーション

注：本図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

ウ) 眺望の視軸となる要素への介在を避けた配置とする

河川、谷、海岸、道路等の眺望を構成する直線的な要素は、視軸となりやすい（視線が集まりやすい）。このため、視軸上に構造物が出現した場合、眺望への支障がより大きくなるといえる。

したがって、風力発電施設を視軸の延長線上にあたる位置からできるだけ外れた位置に配置することが眺望への支障を小さくするための有効な措置となる。



写真12 視軸上を避けた風力発電施設の配置による効果のシミュレーション

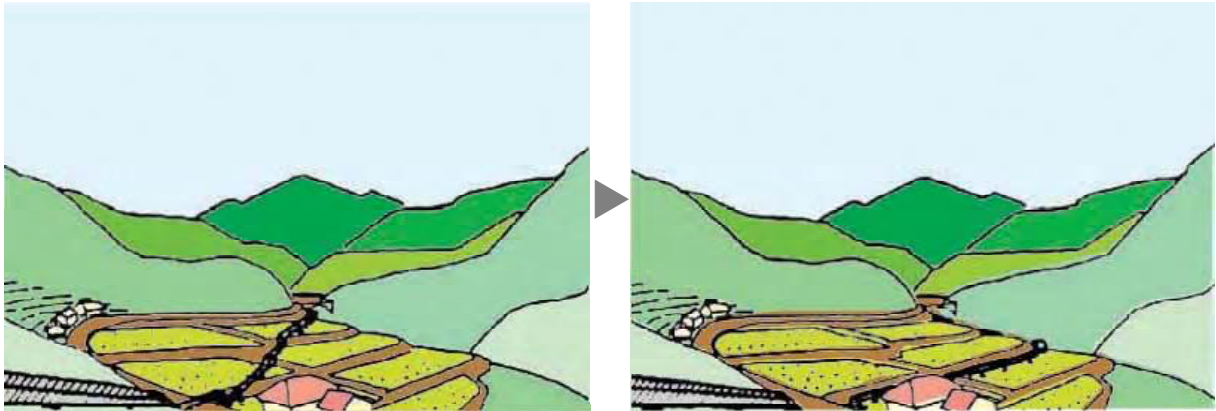
注：本図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

エ) 眺望の支配線に沿った配置とする

設置される構造物を自然景観と調和させるためには、構造物の配置を谷尾根や土地利用境界、道路・海岸・河川等によってもたらされる景観の支配線（エッジ）となる要素にあわせる措置が効果的である。この措置は、特に複数の風車、付帯する送電鉄塔が設置される場合に高い効果が期待できる。



■ 植生界のもたらす境界線に沿わせることで調和を図った例



■ 谷筋、道路に沿わせることで調和を図った例

図15 眺望の支配線に沿った配置のイメージ(送電線の例)

出典：「新体系土木工学 59 土木景観計画」(1982 篠原修 技報堂出版)、一部改



写真13 眺望の支配線(植生界)に沿った風力発電施設の配置による効果のシミュレーション

注：本頁に掲載した図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

オ) 配置に法則性を持たせる

複数の構造物が設置される場合は、構造物の配置の仕方によっても見え方の印象は大きく異なってくる。

複数の風車や付帯する送電鉄塔を設置する場合は、構造物の配置に法則性を持たせる（等間隔にする、直線上に配置する、配列を地形に沿わせる等）等の措置により、煩雑な印象を低減することが可能となる。

<補足>

・配置の法則性検討にあたっての留意事項について

段階的な拡充整備が想定される事業の場合、可能な限り将来的な増設計画（構想）もあわせて確認し、相互に連続性や法則性を持たせることができるよう、配慮することが望ましい。



■複数の風車を等間隔に配置した例



■道路と平行に等間隔に配置した例

写真14 風力発電施設の配置に法則性を持たせることによる効果のシミュレーション

注：本頁に掲載した図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

③ 色彩

色彩や素材の持つ質感（テクスチャ）の配慮は、構造物が近～中景（概ね2km以内）で視認される場合の景観調和手法として特に有効である（[技術解説15] 参照）。

自然景観との調和を考えた場合、[技術解説16] のとおり明度、彩度の低い色を採用することが基本となる。自然景観に対しては、一般に茶系統がなじみやすいとされるが、それはもっぱら背景が樹林等の場合であり、背景が空、水面等の場合は、むしろ灰色等の無彩色がなじみやすい点に注意が必要である。特に風車や付帯する送電鉄塔は、多くの場合において背景が空となることから、茶系統よりむしろ明灰色を基本とした方が良いともいえる。

また、自然景観において強い反射光を持つ要素は、水面や雪面程度とごく少ないものであることから、色彩だけでなく、光沢を抑える（つや消し塗装にする）ことも効果的な措置といえる。

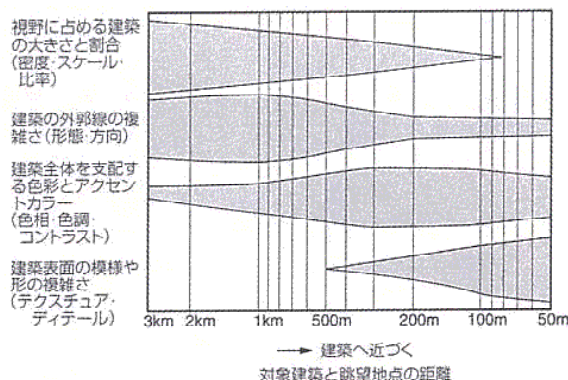
<補足>

- ・風力発電施設の色彩と航空法の対応について

風車や送電鉄塔の支柱は、航空法の規制により、国土交通省から“赤白塗装”を指導されるケースがあるが、景観調和の観点からは極力航空障害灯で代替するよう、調整を図ることが望まれる。

[技術解説15] 視距離に応じたものの見え方を規定する要因の変化

- ・右図は、視距離に応じた建築物の認知を規定する要素（テクスチャ、色彩、形態等）の変化を示したものである。
- ・これによれば、建築物表面のディテールが視覚的に影響するのは視距離500m程度、色彩の違いが認識されるのは2km程度までとされており、2kmを超えると外観形状や見えの大きさが見え方を決定づける要因となる。
- ・つまり対象までの視距離が近く、特に風力発電施設の視認規模が大きい場合には、色彩やその他微細なデザインによる景観調和措置が極めて重要になるといえる。



（注）図は相対的な量関係を概念的に捉えるために作成したもので絶対的な実験値を示すものではない

図16 視距離に応じた認知を規定する要因の変化

資料・画像出典：「風景と建築の調和技術」（1979 進士五十八・麻生恵 国立公園356/359号）

[技術解説16] 自然景観と調和しやすい色彩

- ・色彩は、色相（色味）、明度（明るさ）、彩度（鮮やかさ）等で規定される。色相、明度、彩度等を数値化し、体系的に整理・表示したものとしては、「マンセル表色系」（[技術解説17] 参照）が著名である。
- ・色彩は視野内に存在する複数色の相互関係によって、調和・不調和が生じることとなる。景観の分野における色彩の調和に関する研究は、様々な分野で取り組まれており、主に右記のような知見が得られている。
- ・なお、景観の基調をなす色彩は、季節によって変化するものであり、特に積雪地では大きく変化するものであることに注意が必要である。

○無雪期の自然風景地において特に視認性が高いのが「白色」、特に低いのが「茶色」。^{*1}

○（自然景観との調和を考えた場合）濃黄緑、灰、灰／暗茶、明茶／灰赤が好ましい。暗茶、暗灰緑等の地味な色はあまり好まれないがカモフラージュの観点からは有望である。鮮赤、青、オレンジ等の派手な色は好まれない。複数の色の組み合わせでは、対比色より同系色の方が好まれる。^{*2}

○自然風景地で調和しやすい明度／彩度は3.5～5.5／3.0～6.0（無雪季）、4.0～6.0／3.0～6.0（積雪期）である。^{*3}



図17 自然景観と調和しやすい色彩の例*4

<資料・画像出典>

*1:「東京農業大学卒業論文集」(1974 近藤文子)

*2:「自然景観地内建築物色彩イメージについての実験的研究」(1981 麻生恵,永嶋正信,進士五十八,西川生哉,児玉晃 日本造園学会春季大会発表会要旨)

*3:「風景と建築の調和技術」(1979 進士五十八・麻生恵 国立公園356/359号)

*4:「青森県景観色彩ガイドライン」(2000 青森県)

[技術解説17] マンセル表色系

- マンセル表色系は、色を「色相／明度／彩度」で数値化し、体系的に整理したもので、色を表現する値として一般に使われる（例えば、マンセル値10YR8.5/0.5とは、色相が10YR、明度が8.5、彩度が0.5であることを示す）。
- 「色相」とは色味を示し、R（赤）YR（黄赤）Y（黄）GY（黄緑）G（緑）BG（青緑）B（青）PB（青紫）P（紫）RP（赤紫）の10色相の頭文字と、その変化を表す0から10までの数字の組み合わせで表示する。
- 「明度」は、色の明るさを0から10の値で示したもので、数値が10に近いほど明るい色であることを示す。
- 「彩度」は、色の鮮やかさを示し、無彩色を彩度0として、数値が増えるほど鮮やかな色であることを示す。

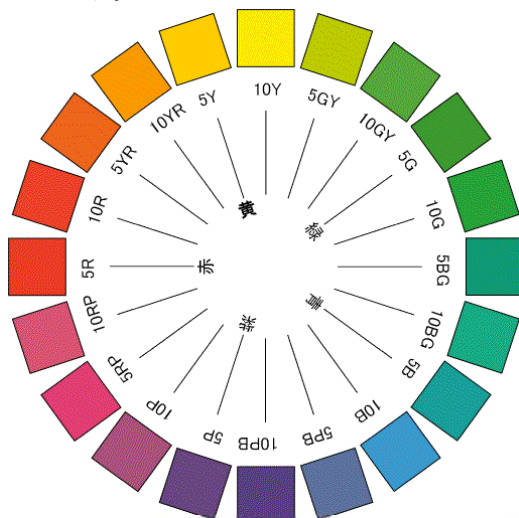
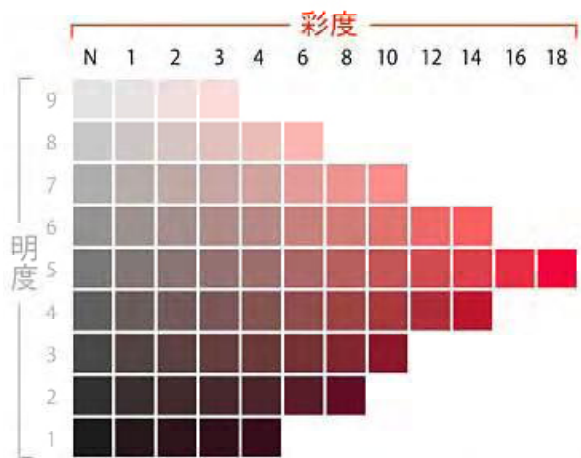


図18 マンセル表色系の色相環



マンセル表色系・等色相カラーチャート（色相：5R）

図19 「明度」と「彩度」の関係



【白】最も一般的に採用されている色彩。清潔感を与えるが、コントラストが強く目立ちやすい。



【青】背景が青空であっても調和しない。自然景観と調和しにくい色彩。



【暗灰】背景が山稜や樹林の場合に調和性が高く、空の場合にもまずまず。オールラウンド的。



【明灰】背景が空の場合、調和性が高い。背景が山稜の場合でも「白」より調和性が高い。



【暗茶】背景が山稜の場合に調和性が高いが、空との調和も考慮すると、灰色系統の調和性が高い。



【明茶】総合的に見て濃茶の方が調和性が高い。



【暗緑】明度、彩度を落とした緑は、樹林景観とは調和する。



【薄緑】緑でも明度、彩度を上げると不自然で浮き立ったような印象を与える。

写真15 色彩の違いによる風力発電施設の調和効果のシミュレーション

(2) 眺望変化予測の実施

(1) で立案した措置を講じた上で生じる、風力発電施設の設置による眺望変化の内容や程度を保全対象展望地ごとに予測する。

予測はフォトモンタージュ等の視覚的資料（〔技術解説18〕参照）を用いて行うことが基本となる。

<補足>

・フォトモンタージュの作成にあたっての留意点

フォトモンタージュは、季節や天候に応じて変化する眺望のある一瞬を撮影した写真を用い、出現する風力発電施設を二次元情報で描写したものであるため、実際の印象と異なるものとなっている可能性もある。

このため、確認にあたっては、必ず事業計画が適切かつ正確に表現されたものであるか机上で確認するのはもちろんのこと、実際の眺めとフォトモンタージュを現場で見比べることで、その正確性や再現性を確認することが望ましい（〔技術解説19〕参照）。

[技術解説18] フォトモンタージュの作成方法について

- ・フォトモンタージュは、景観変化の程度を視覚的に示す情報として環境アセスメントにおける景観分野では一般的に用いられており、特に近年のコンピュータグラフィックスや写真合成技術の進歩に伴い、以前と比べて相当低コスト・低技術で作成が可能となった。
- ・しかしながら、合成に用いる写真の内容（撮影地点、画角、アングル、撮影季節等）や、合成する構造物の描画内容（コントラストや色合い等）、合成の正確さ等によって、大きく印象が異なるものになってしまうといった問題がある。
- ・このような問題点をふまえ、事業者フォトモンタージュの提出を求める際には、通常の範囲内で「最悪条件」（風力発電施設の見えやすさ、目立ちやすさが最大となる状態）を想定したモンタージュが作成されるよう次のような点に留意する。

<使用する写真>

○最近1年以内の晴天時に撮影したもの

…言うまでもなく可能な限り最近の、かつ視程がよい天候時の写真を用いることが必要である。特に風力発電施設の背景が空となるケースでは、背景が快晴状態か曇天状態かで見え方の印象は大きく異なるため、最悪条件を考慮し、風力発電施設と背景とのコントラストが強く出る晴天時の写真を用いることが必要である。



注：本図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

■晴天の場合(くっきりと見える)



■曇天の場合(背景の空と同化し、見えにくい)

写真16 写真の天候の違いによる見え方の変化

○落葉時を含め、可能な限り四季を通して撮影したもの

…事業計画地周辺の樹林が落葉樹の場合、展葉期・落葉期で風力発電施設の見えの程度が大きく変わる場合があるため、最悪条件を考慮し、落葉期の写真を用いることが必須である。また、季節によって基調をなす色彩が大きく変化することから、モンタージュは四季を通じて撮影した写真で複数点作成することが望ましい。特に積雪地で、積雪期も利用がある場合は、積雪期の状態でのモンタージュ作成も行うことが望ましい。



■展葉期(葉によってほとんど見えない)



■落葉期(足下含めて風車全体が見える)

写真17 季節(展葉・落葉)の違いによる見え方の変化



■春 季



■夏 季



■秋 季



■冬 季

写真18 四季を通じた基調となる色彩の変化に応じた風車の見え方の変化

○水平状態で撮影した水平画角60°程度で撮影したもの

…実際の見た目に近いモンタージュとするためには、人間の通常の視野角（[技術解説-02] 参照）に近い写真を用いることが必要である。また、作成されたフォトモンタージュに描画された工作物等の見込角を計測するためには、写真の撮影画角が何度であるかを知る必要があることから、事業者がモンタージュを提出する際には、必ず使用した写真の画角を明記することが必要である。なお、展望地の視野が広範囲に開けている場合は、あわせて眺望範囲全体を撮影した写真を用いたモンタージュも作成するとよい。



写真19 画角の違いによる見えの違い

注：本頁に掲載した図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではありません。

○視点付近の障害物がない状態で撮影したもの

…写真に既存の人工物がどの程度写り込んでいるかで、フォトモンタージュの印象は大きく変化する場合がある。このため、視点付近の人工物・障害物（例：展望施設、東屋、電柱、電線、標識類、自動車等）の写り込みを極力避けた写真を用いる。



■視点付近の標識の写り込みを避けた場合



■写り込んだ場合（現況の自然性が低下して見える）

写真20 四季を通じた基調となる色彩の変化に応じた風車の見え方の変化

<合成する風力発電施設>

○風車だけでなく、一連の事業で設置されるすべての工作物、地形や植生の改変地ももれなく描画されたものである必要がある。

○また、風力発電施設のように塔状で面的規模の小さい工作物の場合、合成する工作物の色合いや光の当たり具合等を僅かに変化させただけでモンタージュ上の見え方は大きく変化する。

○さらに風力発電施設はブレードが回転するという特殊な工作物であり、静止状態と回転状態で実物の見えの印象は大きく変化するが、モンタージュでは静止状態しか表現できない。

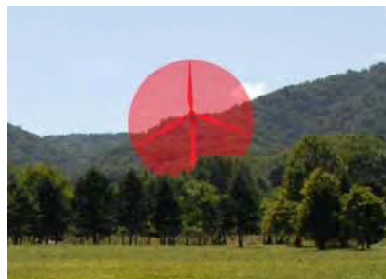
○このため、構造物本体に加え、ブレード先端の軌跡の内側を目立ちやすい色彩で着色することで風車の「見えの大きさ」を的確に表現した確認用画像を作成することが望ましい。



■白



■目立ちやすく赤く着色



■ブレード軌跡内側を含めて赤く着色

※静止状態ではスカイラインをそれほど大きく越えていないように見えるが、軌跡(面)で捉えると実際にはブレードの上半分がスカイラインを上回る状態であることが明確に分かる。

写真21 通常のモンタージュと確認用画像との表現性の差異

注：本頁に掲載した図は、状況をわかりやすく解説するためのものであり、眺望への支障の有無を表したものではない。

[技術解説19] 作成したフォトモンタージュの確認方法について

・作成したフォトモンタージュが適切かつ正確なものであるかを確認するためのポイントとしては、主に以下が挙げられる。

・特に⑤、⑥は現場で確認しなければ判別しにくいことも多いため、留意が必要である。

- ① 適切な現況写真を用いているか？（風力発電施設が最も見えやすい時期・天候・時刻、水平画角60°程度かつ画角が明らかにされている、視点付近の障害物の写り込みがない）
- ② 視認される可能性があるすべての工作物、木竹伐採域、地形改変域等が描画されているか？
- ③ 風力発電施設の出現位置は正確か？
- ④ 風力発電施設の規模（垂直見込角）は正確か？
- ⑤ 地形や植生等による見え隠れは正確に表現されているか？
- ⑥ 色彩等は実際に採用予定のものを的確に表現しているか？

(3) 眺望保全措置の妥当性確認

フォトモンタージュの作成を含む予測の結果をふまえ、講じることとした眺望保全ための措置が確実に効果を発揮し、風力発電施設の設置による各保全対象展望地からの眺望への支障が小さなものとなっていることを確認する。

⇒〈妥当と判断した場合〉「(4) 説明資料の作成」へ進む。

⇒〈妥当でないとして判断した場合〉詳細事業計画(案)を修正する。

<補足>

・妥当性確認の方法について

保全措置の妥当性確認は、「技術解説」で既述したような既往知見等で明らかにされている各種指標値等を用い、風力発電施設の視認の程度が眺望への支障があるとされる状態にないことを確認することによって行う。なお、ここで行う妥当性確認は、あくまで事業者が行う自己評価であり、最終的な評価は関係者等に対する説明、合意形成を経て行う必要がある。

(4) 説明資料の作成

眺望保全措置の妥当性確認結果を関係主体に提示するための説明資料として編集し、他の段階と同様、関係主体に提示し、内容について合意形成を図る。

なお、資料は、「許可基準等の適合状況を確認するために必要な情報」として自然公園法に規定される内容を念頭に置き、事業地選定から詳細計画立案までの検討、計画修正・複数案比較の経緯等も含めてまとめることが望ましい。

⇒関係主体との合意形成が図られた場合は、詳細事業計画を確定し、「許可申請」へ進む。

⇒合意が得られなかった場合は、事業を中止するか、詳細事業計画(案)の立案に戻ることを検討する。

<補足>

・「許可基準等の適合状況を確認するために必要な情報」の取扱い

「許可基準等の適合状況を確認するために必要な情報」は、自然公園法施行規則第10条第4項で下記のとおり規定されている。

■自然公園法施行規則第10条第4項

環境大臣又は都道府県知事は、第一項に規定する申請書の提出があった場合において、申請に係る行為が当該行為の場所又はその周辺の風致又は景観に著しい影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認めるときは、申請者に対し、前項各号（下記）に掲げる事項を記載した書類の提出を求めることができる。

- 一 当該行為の場所及びその周辺の植生、動物相その他の風致又は景観の状況並びに特質
- 二 当該行為により得られる自然的、社会経済的な効用
- 三 当該行為が風致又は景観に及ぼす影響の予測及び当該影響を軽減するための措置
- 四 当該行為の施行方法に代替する施行方法により当該行為の目的を達成し得る場合にあっては、当該行為の施行方法及び当該方法に代替する施行方法を風致又は景観の保護の観点から比較した結果